

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画



令和3年3月

今 治 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 本計画の概要	1
2. 基本計画の位置付け	2
3. 今治市総合計画等との関係	3
4. 計画の期間	3
第2章 地域の概況	4
1. 今治市の位置と沿革	4
2. 交通	5
3. 気候	6
4. 人口の動向	7
5. 産業の動向	8
第3章 ごみ処理の現状と課題	9
1. ごみ処理体制	9
2. ごみ処理・処分の状況	16
3. ごみ組成調査結果	21
4. ごみ処理の評価	23
5. ごみ処理の課題	28
第4章 ごみ排出量の予測	29
1. ごみ排出量の予測方法	29
2. ごみ排出量の予測結果	31
第5章 ごみ処理基本計画	33
1. ごみ処理の基本方針	33
2. ごみ処理の主体	34
3. 分別収集区分	34
4. 将来のごみ処理フロー	35
5. ごみ減量化等に係る目標値の検討	36
6. ごみ減量化等目標値の設定	37
7. 排出抑制・リサイクル計画	38
8. 収集・運搬計画	45
9. 中間処理計画	47
10. 最終処分計画	50
11. その他の計画	51
12. 計画の進行管理	56

第1章 計画の基本的事項

1. 本計画の概要

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちの生活が豊かになるとともにごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、適正処理の困難さや最終処分場の確保の難しさ、市町村財政の逼迫等の地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題にも影響を及ぼしています。

そこで、これらの問題を解決するため、使い捨て社会のあり方（システム）やライフスタイルを見直し、資源を大切にするという循環型社会を形成するための取組が活発に進められているところです。

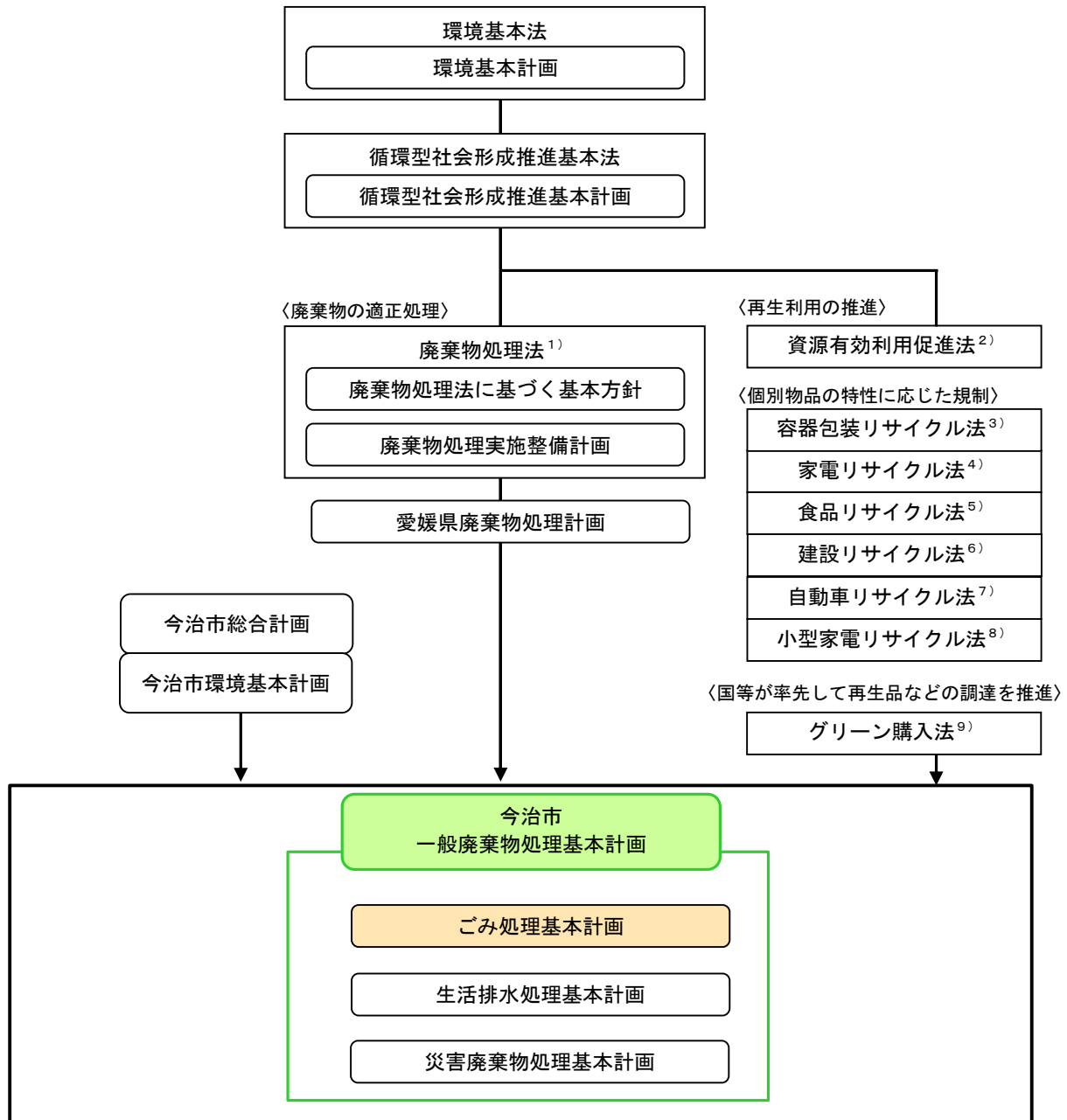
今治市（以下、本市）においては、排出抑制やリサイクルによってごみの減量化を図り、本市の実状に即した循環型社会の実現を目指すとともに、資源として有効利用できないごみについては環境負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することを目的として、「今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画平成29年4月（以下、前計画）」を策定しました。

また、平成30年の今治市クリーンセンター（以下、バリクリーン）稼働に伴い、本市の中間処理は一元化されました。バリクリーンは今治モデル（21世紀のごみ処理施設）として「安全・安心で人と地域と世代をつなぐ今治市クリーンセンター」を基本コンセプトに掲げています。新たなごみ処理施設のもと、これまで以上に市民・事業者・行政が一体となり、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

このため、今回策定する「今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、本計画）」では前計画の目標達成状況の分析を基に、新たな施策を設定し、「今治モデル」として新しい計画を策定することとします。

2. 基本計画の位置付け

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）」第6条第1項の規定により策定するものです。本計画は今治市における一般廃棄物（ごみ）処理事業の基本方針を示すものとなります。本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。



- 注 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
 3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
 4) 「特定家庭用機器再商品化法」
 5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
 6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
 7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
 8) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」
 9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

図 1-1 基本計画の位置付け（本計画と他の計画との関係）

3. 今治市総合計画等との関係

第2次今治市総合計画 基本構想（平成28年度～令和7年度）では、「ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」と、本市の将来像が掲げられています。

後期基本計画（令和3～7年度）では、循環型社会の実現に向けて市民や事業者、団体、行政など多様な各種主体が協力の下、廃棄物の適正な排出等による資源循環を推進することとしています。

第2次今治市環境基本計画（平成31年度～令和10年度）では、「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち 今治市」を将来の環境像として掲げ、国の「第五次環境基本計画」においても言及されている「SDGs[※]」の各目標の達成や、「環境負荷の低減」と「経済の好循環」の両輪が実現するまちづくりを進めるよう、種々の環境施策を展開することとしています。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称

2015年の国連サミットにて定められた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。また、計画は5年ごとに進捗状況の評価や目標の見直しを行うものとします。

第2章 地域の概況

1. 今治市の位置と沿革

本市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と、芸予諸島にまたがっており、中心市街地がある平野部や、緑豊かな山間部、そして、瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢となっています。

明治 22 年、市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正 9 年、日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後より港湾の整備を進め、四国初の開港場となりました。

昭和に入ってから、周辺町村との合併、編入を経て、昭和 37 年には人口が 10 万人を超えました。この間、太平洋戦争での戦災に遭いながらも港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船などが基幹産業としてめざましい発展をとげました。そして平成 11 年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通し、中四国の交流、流通の拠点となりました。

平成 17 年 1 月には 12 市町村の合併により、人口 18 万人となり、松山市に次ぐ県下第 2 の都市に生まれ変わりました。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上海賊の海城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また、国内における船舶の建造隻数は約 2 割を占め、日本の海運企業が所有する外航船の約 4 割を今治の船主が占めるなど、造船・海運都市としても将来が期待されています。

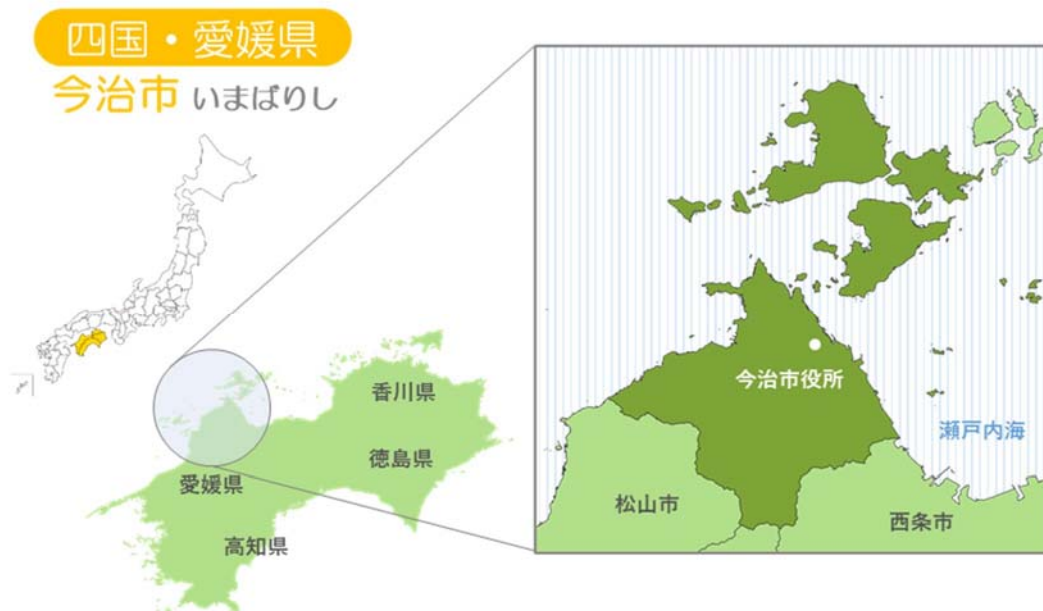


図 2-1 今治市の位置図

2. 交通

一般国道については、国道 196 号が西は松山市から菊間、大西、今治市街地を經由して、東は西条市まで接続しています。また、松山市を起点として国道 317 号が玉川、今治市街地、大島、伯方島、大三島を經由して広島県尾道市までつながっています。

高規格幹線道路については、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）により、大島、伯方島、大三島を經由して広島県尾道市で山陽道に接続しています。また、今治小松自動車道が、今治湯ノ浦インターより西条市まで縦貫し、松山自動車道に直結しています。それらにより、高速バスが東京、大阪、広島、福山などの都市を結んでいます。

航路については、今治港から周辺島しょ部をカーフェリー・旅客船で結んでいます。

鉄道については、JR 予讃線が今治市の海岸線近くを通り、西は松山市や宇和島市、東は高松市や瀬戸大橋を介して岡山市に連絡しています。

なお、関前岡村島は安芸灘とびしま海道（安芸灘諸島連絡架橋）により、広島県呉市に接続しています。

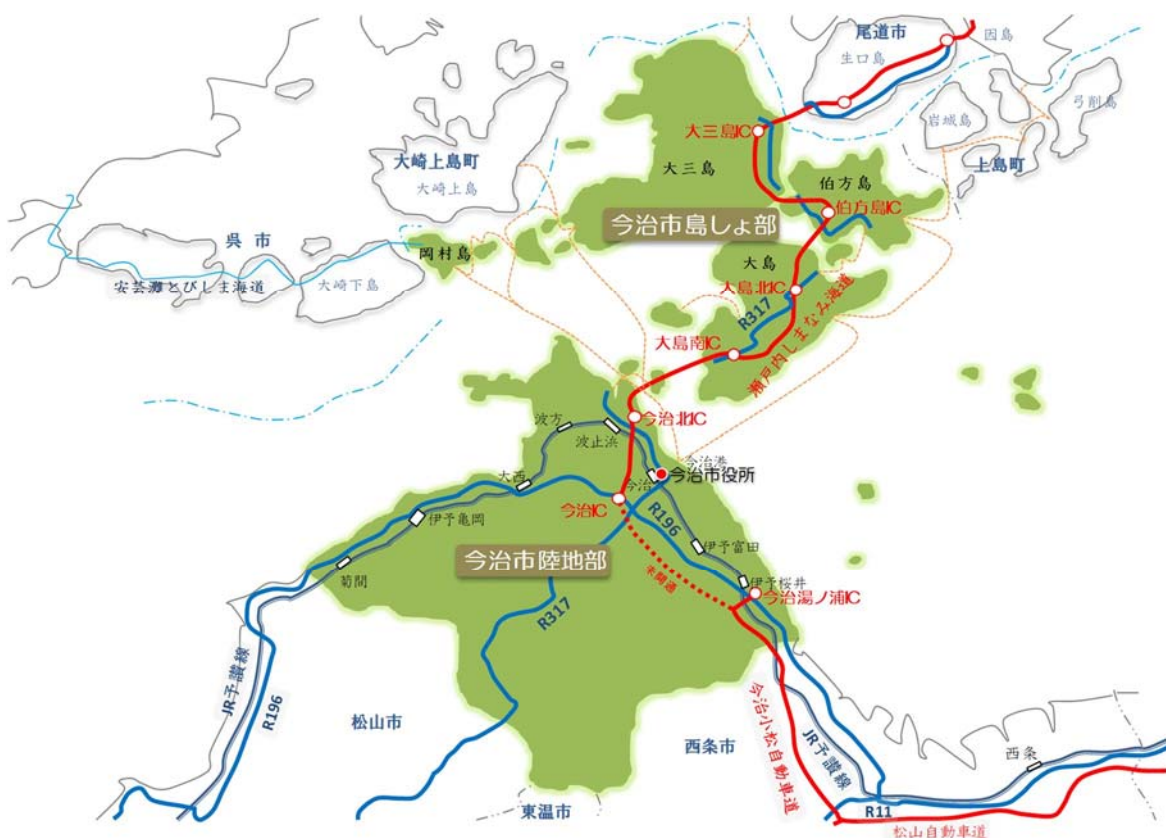


図 2-2 今治市内の主な交通網

3. 気候

気候は、四季を通して温暖小雨で晴天に恵まれた瀬戸内海式気候に属しています。

2019年の今治地域気象観測所における気温及び降水量は、表 2-1 及び図 2-3 のとおりであり、平均気温は 16.5℃、年間降水量は 957.0mm です。

表 2-1 気温・降水量 (2019年)

月	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)
1月	38.0	6.6
2月	58.5	7.2
3月	109.0	9.8
4月	75.5	13.8
5月	19.0	18.9
6月	105.0	22.2
7月	213.5	25.1
8月	117.0	27.1
9月	48.5	25.2
10月	67.5	19.9
11月	18.5	13.0
12月	87.0	8.7
合計	957.0	—
月平均	79.8	16.5

資料：気象庁ホームページ

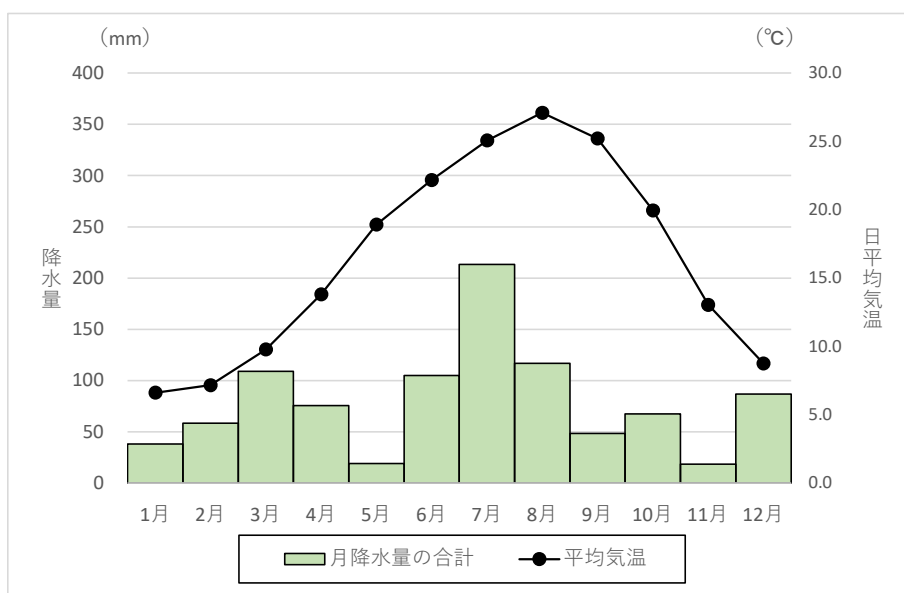
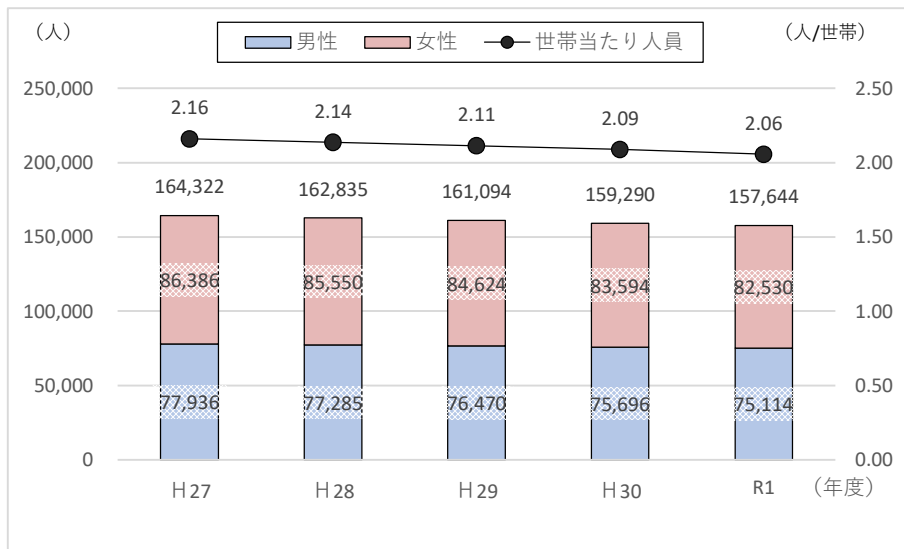


図 2-3 気温・降水量 (2019年)

4. 人口の動向

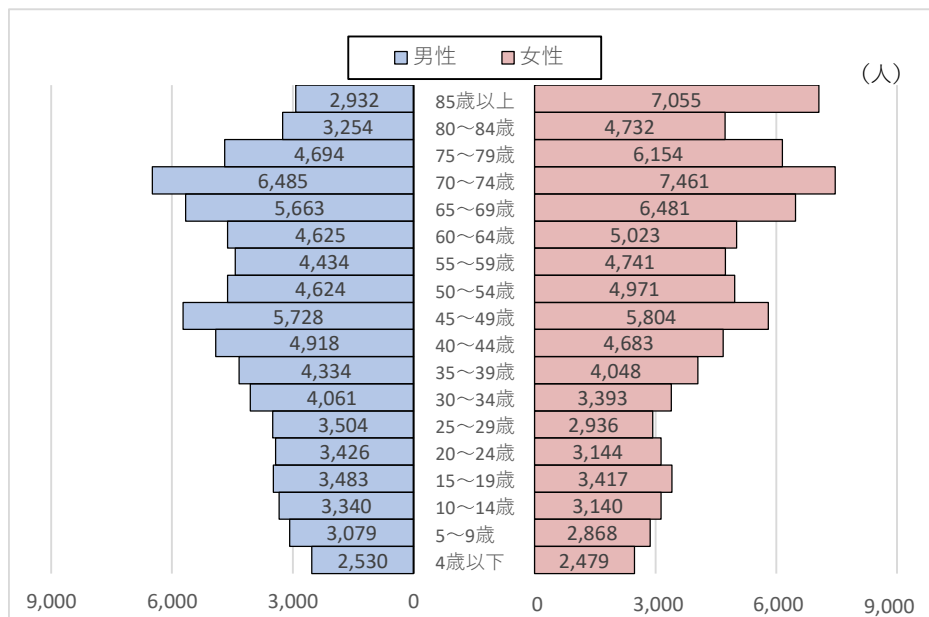
本市の人口は、図 2-4 のとおり年々減少傾向にあり、令和 2 年 3 月末時点における住民基本台帳の人口は、157,644 人となっています。また、1 世帯当たりの人口は 2.06 人/世帯と平成 27 年度から 0.1 人/世帯だけ減少しており、核家族化が進んでいると言えます。

令和 2 年 3 月末時点における人口構造は図 2-5 に示す人口ピラミッドのとおりであり、70～74 歳を中心とした世代が最も多くなっています。また、39 歳以下の人口に注目すると、年齢層が若いほど人口は減少する傾向が見られます。



資料：住民基本台帳（各年度 3 月末時点）

図 2-4 人口及び世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月末時点）

図 2-5 人口ピラミッド

5. 産業の動向

本市における産業別就業人口を表 2-2 に、その推移を図 2-6 に示します。

労働者人口（第一次産業～第三次産業の人口の合計）は減少傾向を示し、産業別では第一次産業人口の減少率が顕著で、平成 27 年度は平成 2 年度より約 59%減少しています。第二次産業人口も同様に減少しており、平成 27 年度は平成 2 年度より約 37%減少しています。第三次産業人口は平成 12 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 17 年度以降は減少しています。平成 27 年度における産業別人口の構成比は、第一次産業が 5.87%、第二次産業が 31.92%、第三次産業が 62.21%となっています。

第一次産業：農業、林業、漁業

第二次産業：鉱業、建設業、製造業

第三次産業：電気、ガス業や卸売業、小売業、サービス業等、第一、二次産業に該当しないもの

表 2-2 産業別就業人口

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第一次産業	10,101	9,170	7,043	6,539	4,752	4,132
第二次産業	35,422	33,719	29,609	26,501	23,598	22,476
第三次産業	46,024	47,297	48,048	46,659	44,236	43,800
合計	91,547	90,186	84,700	79,699	72,586	70,408

資料：国勢調査（総務省統計局）各年度 10 月 1 日現在

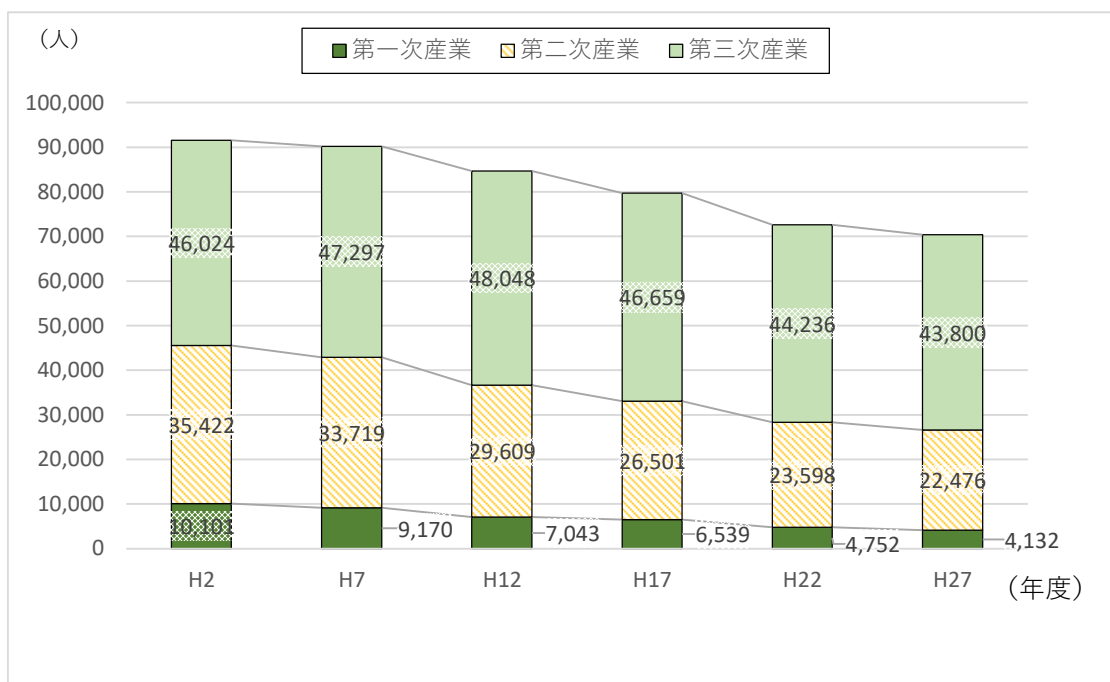


図 2-6 産業別就業者数の推移

第3章

ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理体制

1) ごみ処理フロー

令和2年度現在の主なごみ処理の流れは、図3-1に示すとおりです。

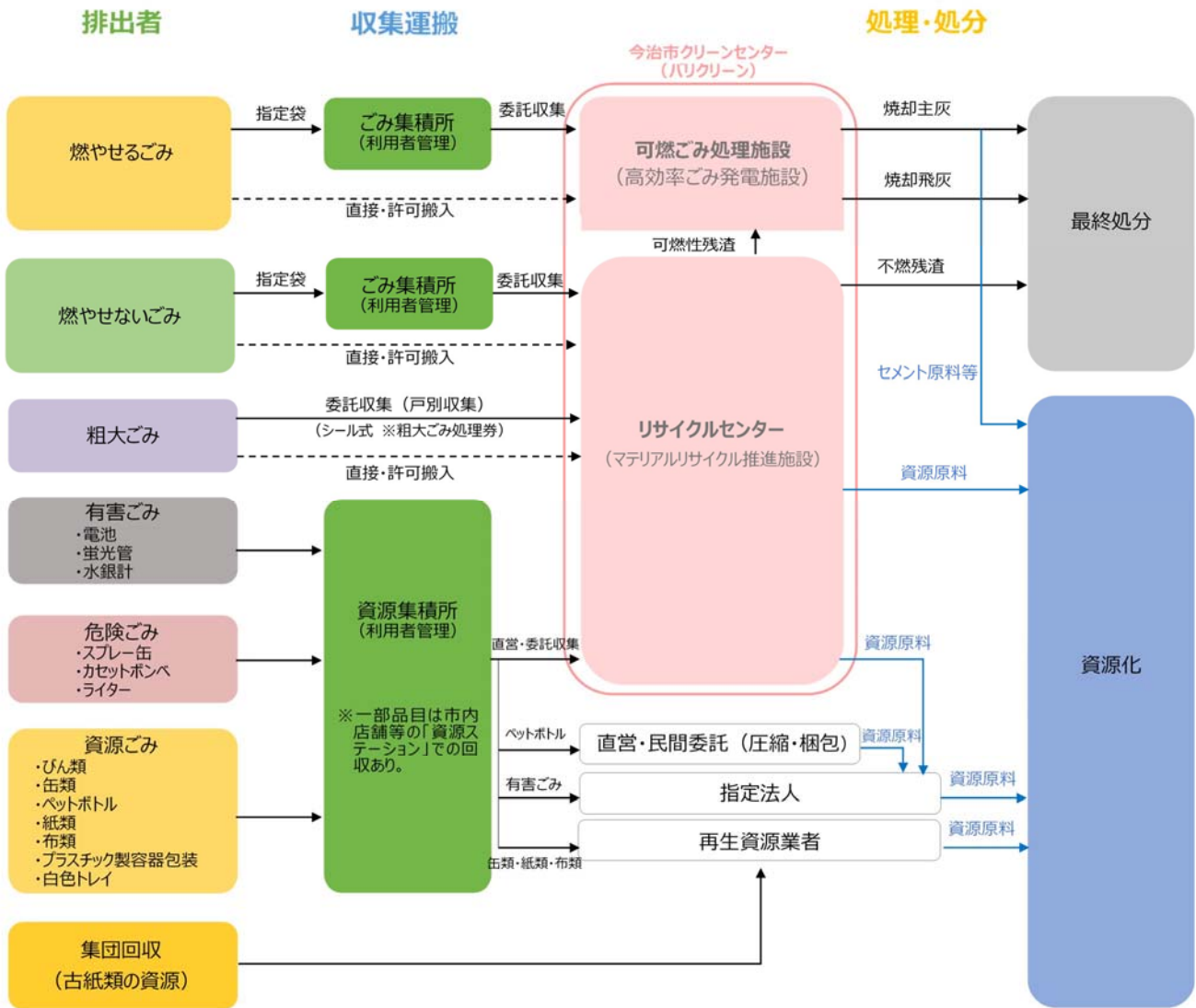


図 3-1 ごみ処理の流れ

2) 運営・処理体制

現在の運営・処理体制は表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりです。

表 3-1 運営体制（令和 2 年度現在）

区 分		体 制	運 営
収集・運搬			直営・委託
中継施設	大島中継センター		直営
	伯方中継センター		直営
	大三島中継センター		直営
中間処理	今治市クリーンセンター（バリクリーン）		委託
最終処分	今治一般廃棄物最終処分場		直営（搬入停止）
	波方一般廃棄物最終処分場		委託
	大島一般廃棄物最終処分場（泊）		直営

表 3-2 処理体制（令和 2 年度現在）

区域名	中間処理施設	処理・処分先
陸地部 大島 伯方 大三島	今治市クリーンセンター （バリクリーン）	焼 却 灰：波方一般廃棄物最終処分場 民間業者 不燃残渣：民間業者 資 源 物：再資源化業者 ガレキ類：波方一般廃棄物最終処分場 大島一般廃棄物最終処分場（泊）
関前	広島県呉市に委託	

3) 収集・運搬体制

(1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみの収集・運搬体制は表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 収集・運搬体制

種類		排出方法	収集・運搬方法	
燃やせるごみ		指定袋 (大・中・小)	週 2 回定められた曜日にごみ集積所で収集	
燃やせないごみ			月 2 回定められた曜日にごみ集積所で収集	
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を 貼り付けて排出	年 6 回 (各地区)、市で電話受付し、指定する 場所で戸別収集	
有害ごみ (電池・蛍光灯・水銀計)		コンテナに裸出し	月 2 回定められた曜日に資源集積所で収集	
危険ごみ (スプレー缶・カセットボンベ・ライター)				
資源ごみ	びん	無色		
		茶色		
		その他		
	缶			ネットに裸出し
	ペットボトル			
	紙類	新聞		ひもで十文字にし ばり裸出し
		雑誌・雑紙		
		段ボール		
		紙パック		
	布類		ネットに裸出し	
白色トレイ				
プラスチック製 容器包装		ネットに裸出し	週 1 回定められた曜日に資源集積所で収集	

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、市のごみ処理施設へ排出事業者自らが搬入するか、一般廃棄物収集・運搬許可業者が事業者の委託を受けて収集・運搬しています。

なお、事業系ごみについてもごみの減量化やリサイクルを推進するため、平成 19 年 10 月から適正に分別された資源ごみ（びん類・缶類・ペットボトルのうち、事業所の従業員が排出したもの）を市の施設で受け入れています。

4) 中間処理施設

(1) 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみ処理施設は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 中間処理施設の概要（可燃ごみ処理施設）

施設名	規模	竣工	経過年数*	処理方式
今治市クリーンセンター (バリクリーン)	174t/日 (87t/日・炉×2 炉)	平成 30 年 3 月	2 年	焼却処理

※令和 2 年度現在



図 3-2 今治市クリーンセンター（バリクリーン）外観

(2) 不燃・粗大・資源ごみ等処理施設

本市の不燃・粗大・資源ごみ等処理施設は表 3-5 に示すとおりです。

バリクリーンでは、不燃ごみ・粗大ごみを破碎したのち、鉄やアルミ等の資源物を回収しています。また、プラスチック製容器包装から異物を取り除き、リサイクル資源として有効活用しています。

表 3-5 中間処理施設の概要（不燃・粗大・資源ごみ等処理施設）

施設名	規模	竣工	経過年数*	処理方式	
今治市クリーンセンター (バリクリーン)	リサイクルセンター	41t/5h	平成 30 年 3 月	2 年	破碎・圧縮
伯方中継センター	ストックヤード	268m ²	平成 17 年 9 月	15 年	貯留・圧縮

※令和 2 年度現在

5) 最終処分場

本市は表 3-6 に示すとおり、最終処分場を 3 施設所有していますが、今治一般廃棄物最終処分場は埋立物の搬入を停止しています。大島一般廃棄物最終処分場の残余容量は、第二期拡張工事を実施した場合の容量となっており、埋立容量を確保するためには工事実施が条件となります。

表 3-6 最終処分場の概要

施設名	埋立容量	埋立開始	残余容量※	埋立対象物	備考
今治一般廃棄物最終処分場	395,170m ³	昭和 57 年	—	—	搬入停止
波方一般廃棄物最終処分場	54,000m ³	平成 10 年	31,074 m ³	ガレキ類 焼却主灰 下水汚泥	
大島一般廃棄物最終処分場 (泊)	50,300m ³	平成 13 年	45,156 m ³	ガレキ類	残余容量は第二期拡張工事を実施した場合の容量

※令和元年度末時点

6) 排出抑制・リサイクルの取組

現在の排出抑制・リサイクルに係る取組を表 3-7～表 3-10 に示します。

表 3-7 排出抑制・リサイクルの取組

内 容	概 要
ごみ処理の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やせるごみ、燃やせないごみの有料指定袋収集を実施 (平成 8 年 10 月制度導入、11 年度から有料化、平成 23 年 10 月料金改定) ○ 粗大ごみの有料戸別収集を実施 (平成 19 年 10 月導入)
生ごみ処理機等購入費補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ処理機等について、購入費の 2 分の 1 以内の補助(20,000 円を上限)を実施【表 3-8 参照】
資源ごみ集団回収奨励金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体の資源ごみ (紙類を対象) の集団回収量に応じて奨励金 (3 円/kg) の交付(市に登録している団体で 年 3 回以上実施可能な団体、年間合計 30 万円を上限)を実施【表 3-9 参照】
ごみ集積施設設置事業補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ集積施設を新設する団体に、作製及び設置費の 2 分の 1 以内の補助(30,000 円を上限、ネット製は 9,000 円を上限)を実施【表 3-10 参照】
高度な分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの 6 分別収集の実施 ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③粗大ごみ ④資源ごみ ⑤有害ごみ ⑥危険ごみ ○ 資源ごみ (7 種 12 区分) の無料収集 自治会ごとにステーションを決め、コンテナ・ネット等により回収 ①缶類 ②びん類(無色、茶色、その他の色) ③ペットボトル ④紙類 (新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック) ⑤布類 ⑥白色トレイ ⑦プラスチック製容器包装 (⑥・⑦は平成 30 年 2 月より一部地域開始、4 月より全地域開始) ○ 有害ごみの無料収集 (電池、蛍光管、水銀計) ○ 危険ごみの無料収集 (スプレー缶、カセットボンベ、ライター)
拠点回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内にある大規模小売店舗等に資源ごみの回収容器を設置し、資源ごみの回収量の増進を図る 拠点回収設置店舗数 陸地部：6 店舗、島しょ部：2 店舗 ○ 平成 30 年 4 月に開設された今治エコステーションにおいて資源ごみ、有害ごみ、危険ごみ、使用済み天ぷら油、小型家電製品類の受入を開始
小型家電回収ボックスの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」を受け、公共施設や店舗等による小型家電回収を開始し、資源有効利用の推進に取り組んでいる
今治市生ごみ減量推進計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみのうち、組成割合の多い生ごみに着目し、その減量に向けた取組を推進するため「今治市生ごみ減量推進計画」を策定
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設の見学会の実施 ○ 市内小学校 4 年生を対象とした社会科学習資料 (わたしたちのくらしとごみ) の作成・配布 ○ 自治会・各種団体等の要請に応じて、ごみの分別等に関する出前講座の開催
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報、ホームページ、ごみカレンダー等によるごみ減量化や再使用、リサイクルに関する PR 活動の拡大 ○ 市民大清掃の実施 ○ リサイクルフェア、リサイクル工房の開催による 3 R 運動の啓発活動 ○ 資源ごみステーションのリサイクル指導員 (市民参加型) の配置による分別指導
事業者・販売店への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業所ごみ分別・処理ガイドブック」を作成し、市内事業所へ配布

表 3-8 生ごみ処理機等購入の補助実績

単位：基

種類	H27	H28	H29	H30	R1
水切り容器	10	10	7	12	4
コンポスト	87	64	70	47	35
電気式処理機	57	58	28	49	39
合計	154	132	105	108	78

表 3-9 集団回収量の実績

単位：t

種類		H27	H28	H29	H30	R1
紙類	新聞紙	1,103.65	1,008.83	944.35	816.99	709.86
	雑誌	623.03	590.69	563.78	496.16	470.02
	段ボール	447.75	435.68	464.76	431.84	436.24
	紙パック	1.83	1.42	1.70	1.45	1.33
合計		2,176.26	2,036.62	1,974.59	1,746.43	1,617.45

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

表 3-10 ごみ集積施設設置補助の実績

単位：基

種類	H27	H28	H29	H30	R1
鋼製	36	22	24	24	18
ネット製	19	20	23	20	20
合計	55	42	47	44	38

2. ごみ処理・処分の状況

1) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量の推移を図 3-3 に示します。また、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）の推移を図 3-4 に示します。令和元年度に排出されたごみ（資源ごみ、集団回収量含む）は約 57,900 t/年で、人口が減少していることもあり、ごみ排出量全体としては減少傾向を示しています。一方、1人1日当たりの総ごみ排出量（集団回収除く）は平成 29 年度以降増加傾向を示しています。

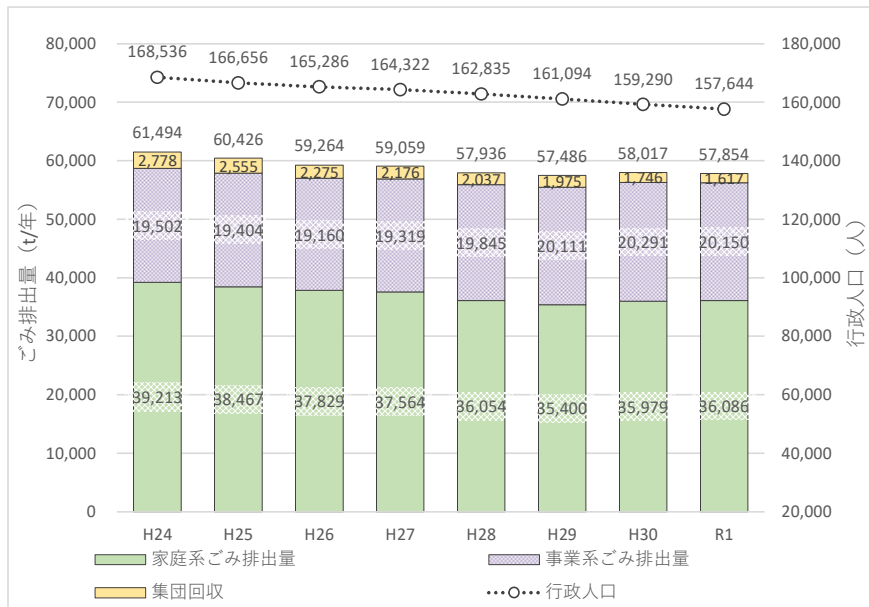


図 3-3 ごみ排出量の推移

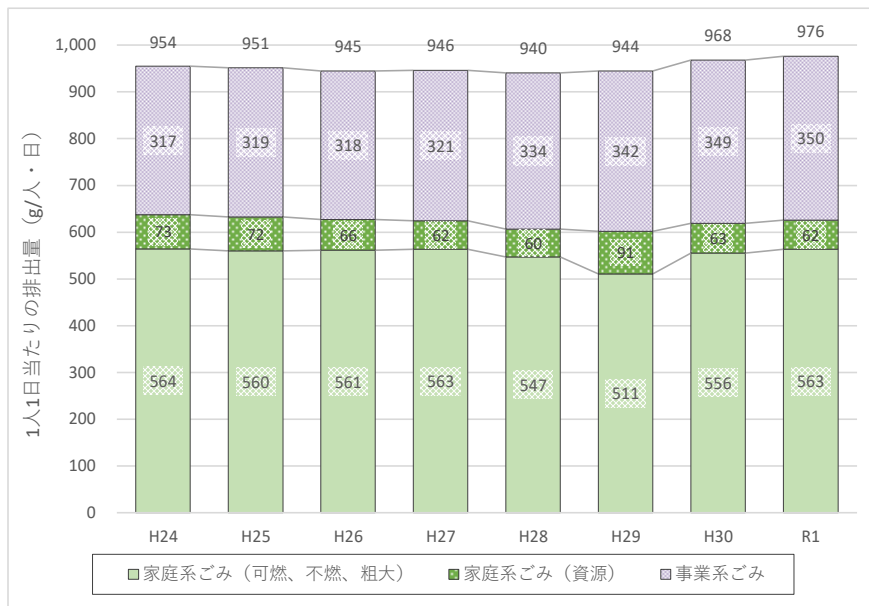


図 3-4 1人1日当たりの総ごみ排出量の推移

2) リサイクル

本市における年度別のリサイクル量を表 3-11 に示します。リサイクル量は減少傾向で、令和元年度における本市のリサイクル量は 9,051 t/年です。平成 30 年のバリクリーン稼働に伴い、スラグ化を行わず処理の一元化を実施したことにより一時的にリサイクル量は減少しましたが、焼却灰のセメント原料化を増量して対応しています。

リサイクル量及びリサイクル率の推移を図 3-5 に示します。令和元年度における本市のリサイクル率は 15.6%であり、平成 26 年度以降減少傾向であったものの、平成 30 年度から 1.2%増加しています。

表 3-11 年度別リサイクル量

単位：t/年

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接資源化量 ^{※1}	7,583	7,255	6,502	6,126	5,798	5,435	4,044	3,868
処理後再生利用量 ^{※2}	2,022	1,950	1,912	1,877	1,733	1,846	2,113	2,184
セメント原料化 ^{※3}	620	1,060	1,191	1,190	1,194	1,185	2,197	2,999
スラグ化 ^{※4}	706	701	610	695	790	667	0	0
リサイクル量合計	10,931	10,966	10,215	9,887	9,515	9,132	8,354	9,051
リサイクル率 (%)	17.8	18.1	17.2	16.7	16.4	15.9	14.4	15.6

※1：古紙、古布、缶類、電池、小型家電、集団回収の合計。ただし、平成 24 年度～平成 29 年度は RDF 量を含む。

※2：ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、蛍光管、金属類、島しょ部の段ボールの合計。

※3：焼却灰をセメントの原料として再利用している量

※4：軟質プラスチック等を土木資材等、リサイクル可能なスラグとして再利用している量

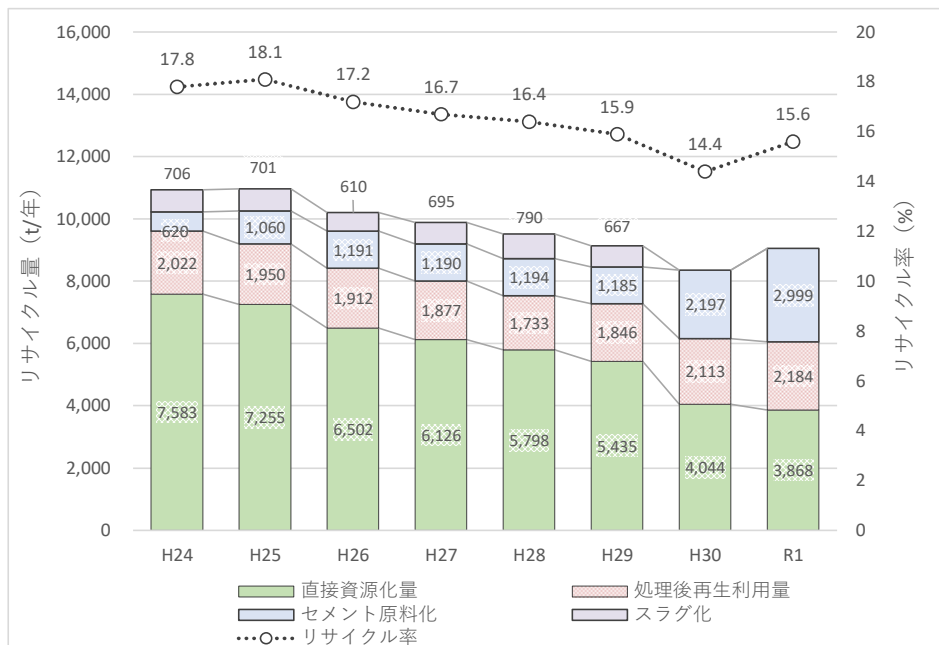


図 3-5 リサイクル量及びリサイクル率の推移

3) 焼却処理

本市における年度別の焼却処理量を表 3-12 に、その推移を図 3-6 に示します。可燃ごみはバリクリーンに搬入され、資源物として再利用できるものを回収した後、焼却処理をします。また、リサイクルセンターで破碎された燃やせないごみや粗大ごみのうち、可燃性のものについても同様に焼却処理しています。

平成 30 年度以降、軟質プラスチックの分別を廃止し、資源化できないプラスチックは焼却処理によりエネルギー回収を行うこととなりました。そのため、平成 30 年度以降焼却処理量は増加し、令和元年度は約 49,600t/年を処理しています。

表 3-12 年度別焼却処理量

項目	単位：t/年							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	43,755	43,061	42,614	42,558	41,994	42,930	47,837	48,483
うち、資源物として回収	2,222	2,212	2,120	2,088	2,038	1,717	101	90
焼却対象可燃ごみ	41,533	40,849	40,494	40,471	39,955	41,212	47,736	48,392
可燃性残渣	1,974	2,071	2,466	2,689	2,737	2,184	2,162	1,170
焼却量	43,507	42,920	42,960	43,159	42,692	43,396	49,897	49,562

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

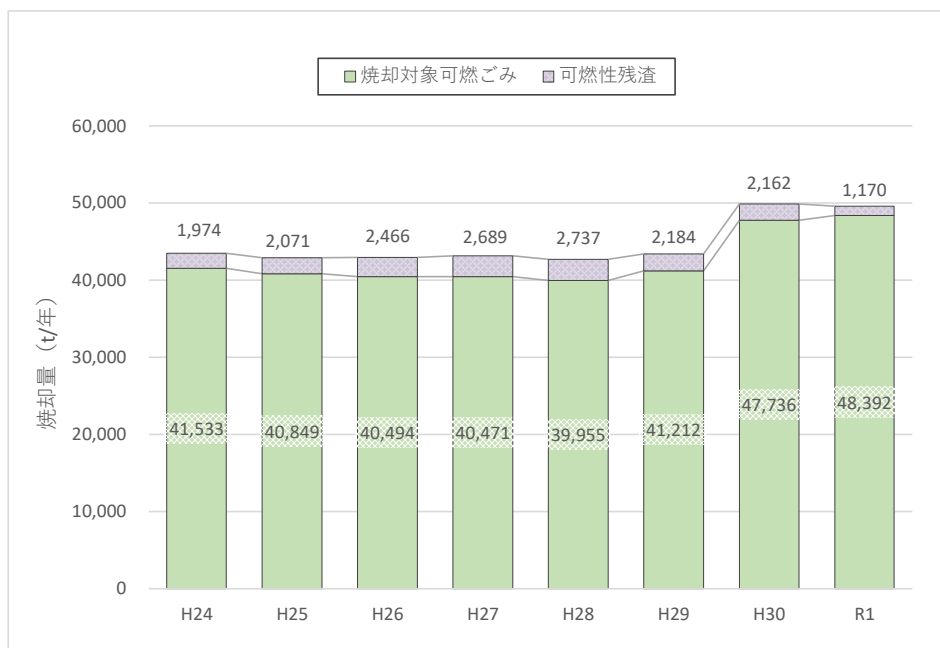


図 3-6 焼却処理量の推移

4) 最終処分

本市における年度別の最終処分量を表 3-13 に、その推移を図 3-7 に示します。平成 30 年度のバリクリーン稼働後は焼却量が増加した影響により焼却灰の量が増えましたが、積極的なセメント原料化により、令和元年度の最終処分量は約 4,300t/年と平成 30 年度と比較し減少しています。また、最終処分率は 7.5%であり、十分低い値となっています。

表 3-13 年度別最終処分量

項目	単位：t/年							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接最終処分量	342	269	347	348	347	450	547	417
不燃残渣	5,624	5,628	5,211	5,259	5,000	3,909	818	738
焼却灰	4,330	3,936	3,930	3,845	3,592	2,989	4,146	3,188
最終処分量合計	10,296	9,834	9,488	9,452	8,938	7,348	5,510	4,343
最終処分率 (%)	16.7	16.3	16.0	16.0	15.4	12.8	9.5	7.5

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

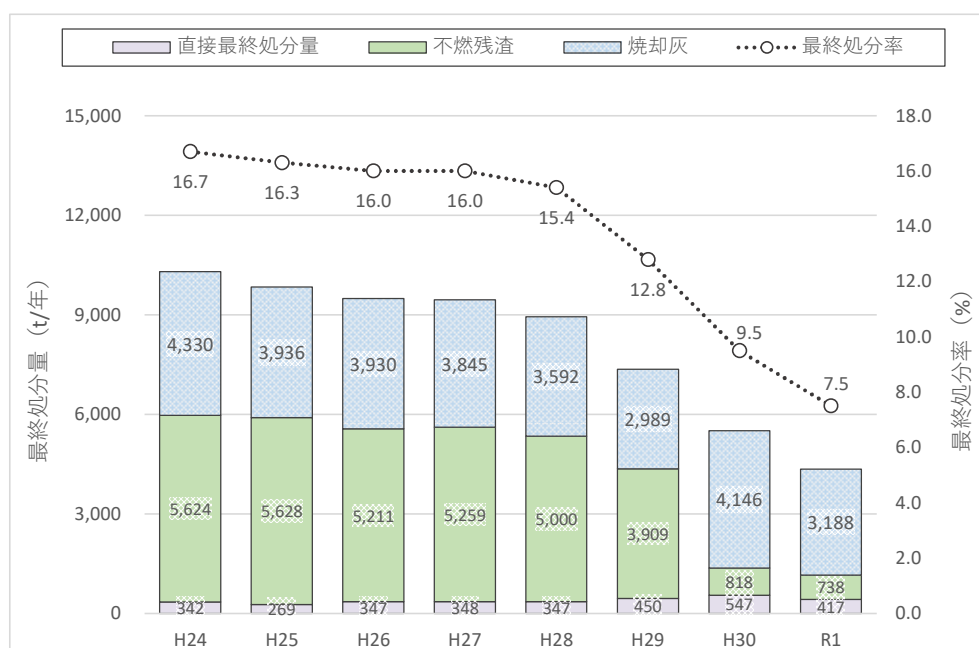


図 3-7 最終処分量及び最終処分率の推移

5) ごみ処理に係る経費

本市における年度別のごみ処理経費を表 3-14 に、その推移を図 3-8 に示します。バリクリーン稼働に伴い中間処理費は大幅に削減されました。また、平成 30 年度における収集・運搬費は中間処理費と同等となっています。また、市民 1 人当たりのごみ処理経費は年間 10,485 円となっています。

表 3-14 年度別 ごみ処理経費

項目	単位：千円						
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政人口（人）	168,536	166,656	165,286	164,322	162,835	161,094	159,290
収集・運搬費	544,346	521,042	570,259	593,820	599,182	585,033	631,897
中間処理費	1,261,837	1,306,123	1,307,076	1,283,802	1,244,092	1,035,980	700,828
最終処分費	65,145	64,098	71,514	76,194	76,155	77,445	75,827
その他経費	452,541	448,024	485,017	470,556	442,409	441,833	261,644
合計	2,323,869	2,339,287	2,433,866	2,424,372	2,361,838	2,140,291	1,670,196
1人当たりの 処理経費（円/人）	13,789	14,037	14,725	14,754	14,504	13,286	10,485

資料：「環境省一般廃棄物処理実態調査」、平成 30 年度のみ今治市資料

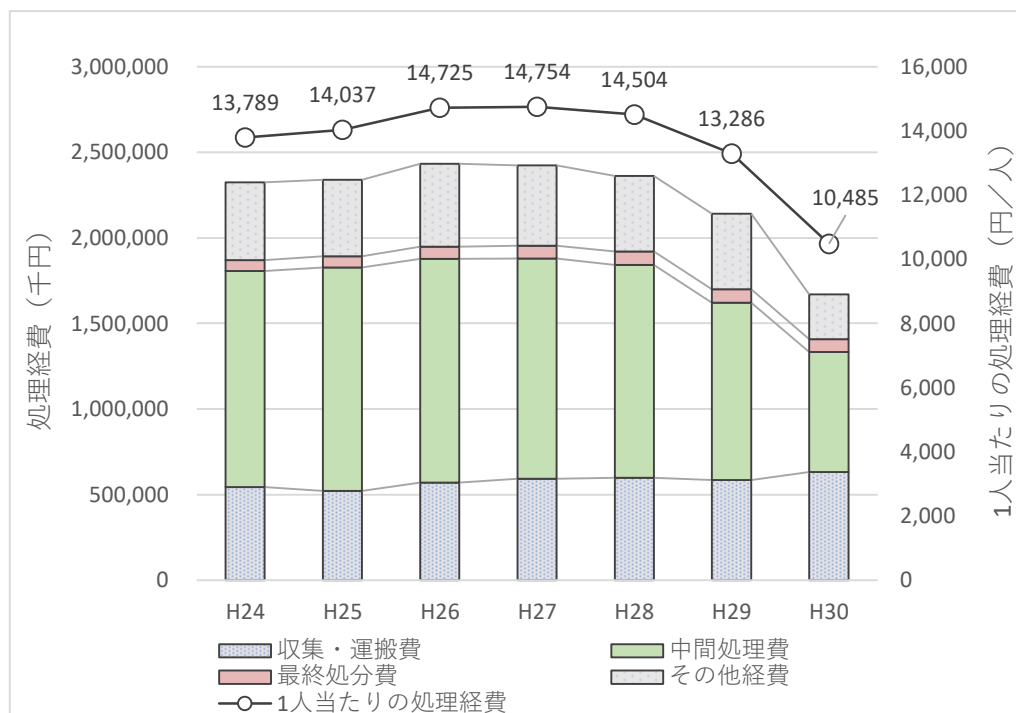


図 3-8 ごみ処理経費の推移

3. ごみ組成調査結果

1) 燃やせるごみの組成

(1) 調査結果の概要

バリクリーンにおける燃やせるごみの組成調査結果を表 3-15 及び図 3-9 に示します。平成 30 年度からの平均では紙類が 35.64%で最も多く、次いでプラスチック類が 21.74%、布類が 14.63%を占めています。

また、令和 2 年 9 月に食品ロスの実態調査を行ったところ、燃やせるごみ中の厨芥類の割合は市街地で 29.2%、山間部 37.3%、海岸部 27.3%となっていました。

表 3-15 燃やせるごみの組成調査結果

燃やせるごみ		H30年度		R元年度		R2年度	平均	
項目	単位	8月	2月	8月	2月	8月		
ごみ組成割合	紙類	%	30.86	44.51	39.92	30.03	32.89	35.64
	プラスチック類	%	21.41	27.79	24.74	13.85	20.90	21.74
	布類	%	13.07	10.98	6.36	27.19	15.56	14.63
	ゴム・皮革類	%	3.72	0.00	0.21	0.50	2.01	1.29
	木・竹・草類	%	5.78	2.36	9.47	10.07	19.39	9.41
	厨芥類	%	13.17	6.85	11.11	8.06	5.29	8.90
	その他燃やせるごみ	%	9.96	3.57	7.56	8.09	3.20	6.48
	金属類	%	0.10	0.28	0.44	0.65	0.29	0.35
	ガラス類	%	0.96	3.22	0.00	0.06	0.10	0.87
	有害ごみ	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	陶器類	%	0.54	0.39	0.00	1.50	0.24	0.53
	その他燃やせないごみ	%	0.43	0.05	0.19	0.00	0.13	0.16
	合計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

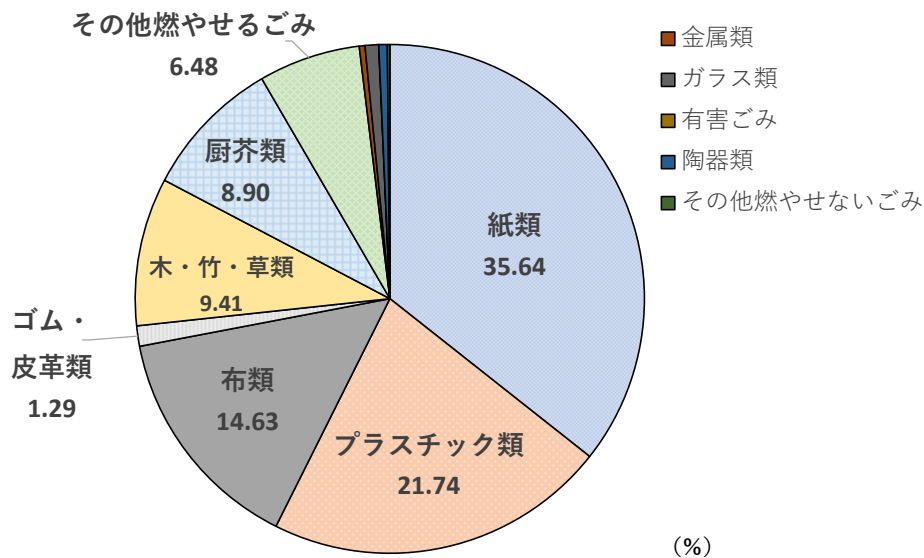


図 3-9 燃やせるごみの組成割合

2) 燃やせないごみの組成

(1) 調査結果の概要

パリクレーンにおける令和元年度の燃やせないごみの組成調査結果を表 3-16 及び図 3-10 に示します。燃やせないごみの組成割合は缶以外の金属が 41.51%で最も多く、次いでビニール・ゴム・皮革類が 25.38%、可燃物類が 10.80%を占めています。

表 3-16 燃やせないごみの組成調査結果（令和元年度）

項目	組成割合 (%)
缶類	2.53
缶以外の金属	41.51
びん類	3.84
灰・がれき類	15.96
ビニール・ゴム・皮革類	25.38
可燃物類	10.80
合計	100.00

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

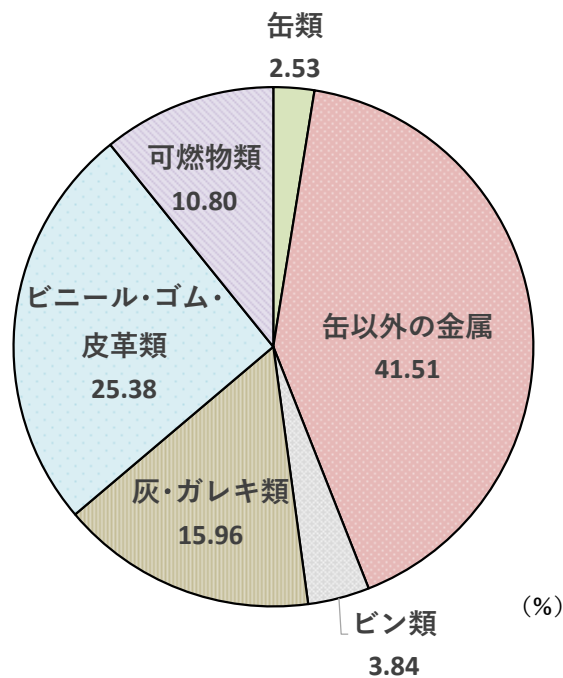


図 3-10 燃やせないごみの組成割合

4. ごみ処理の評価

1) 目標達成状況について

前計画における目標と令和元年度における実績を表 3-17 に示します。

表 3-17 目標達成状況

項目	前計画	令和元年度 <u>実績</u>
	令和2年度 目標値	
排出抑制目標 【総ごみ排出量】	54,100 t/年	57,854 t/年
【1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量】	500 g/人・日	563 g/人・日
リサイクル目標 【リサイクル率※】	27%	15.6 %
最終処分目標 【最終処分量】	5,600t/年	4,343 t/年

※ リサイクル率＝リサイクル量（集団回収含む）／ 総ごみ排出量

【排出抑制目標】

目標とする総ごみ排出量 54,100 t/年に対し、令和元年度の排出量は 57,854 t/年となっており 目標未達です。

【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量】

目標とする1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 500 g/人・日に対し、令和元年度の排出量は 563 g/人・日となっており 目標未達です。

【リサイクル目標】

目標とするリサイクル率 27%に対して令和元年度の実績は 15.6%であり、目標未達です。

【最終処分目標】

目標とする最終処分量 5,600t/年に対し、令和元年度の実績は 4,343t/年であり、目標値を達成しています。

2) ごみ処理の評価

(1) 評価指標

本市におけるごみ処理の状況について、平成 19 年 6 月に環境省から公表された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 平成 25 年 4 月改定）」に基づき、評価を行います。

評価は環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度）」から得られる表 3-18 に示す指標について行います。

表 3-18 評価指標

観点	指標	単位	計算方法
廃棄物の発生	1人1日当たり ごみ排出量	g/人・日	ごみ排出量 ÷ 年間日数 ÷ 人口
廃棄物の再生利用	リサイクル率	%	リサイクル量 ÷ ごみ排出量
最終処分	最終処分量	%	最終処分量 ÷ ごみ排出量
費用対効果	1人当たり ごみ処理経費	円/人・年	処理及び維持管理費 ÷ 人口
	最終処分減量に 要する費用 (処理の効率性)	円/t	収集・運搬及び処理費 ÷ 最終処分量を 除いたごみ排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度）

(2) 比較対象

表 3-18 で示した各指標について、他都市及び県内他市町と比較を行い、本市の状況を評価します。比較対象は、①本市と都市類型が同じ全国の市（類似自治体）、②愛媛県内の市町とします。なお、本市の都市類型は表 3-19 に示すとおり「都市Ⅳ1」となります。

表 3-19 本市の都市類型

人口	都市形態	人口区分	産業構造
160,640 人	都市	Ⅳ (人口 15 万人以上)	1 (二次、三次産業人口比 95%未満 かつ三次産業人口比 55%以上)

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度）

【類似自治体】

類似自治体の平均を基準とした評価には、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール【平成30年度実績版】」を用いました。類似自治体の抽出は、総務省が提示している類似団体市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。類似自治体は、以下のとおりです。

北海道帯広市	青森県弘前市	栃木県栃木市	長野県上田市	愛知県豊川市
島根県出雲市	山口県山口市	佐賀県佐賀市	宮崎県都城市	

【評価結果の見方】

評価結果の見方は、以下のとおりです。各指標について、類似自治体の平均値を100としたときの本市の状況を指数で表現し、比較を行います。

- ◆ 1人1日当たりごみ排出量
比率が高いほど、ごみ排出量は少なくなります。
- ◆ リサイクル率
指数が高いほど、資源回収率は高くなります。
- ◆ 最終処分率
比率が高いほど、最終処分される割合は低くなります。
- ◆ 1人当たりごみ処理経費
比率が高いほど、1人当たりの処理経費は少なくなります。
- ◆ 最終処分減量に要する費用
比率が高いほど、最終処分減量に要する費用は少なくなります。

(3) 分析結果

① 類似自治体との比較

平成 30 年度実績に基づく評価結果は表 3-20 及び図 3-11 に示すとおりです。各指標において、類似自治体の平均値を 100 として、本市の状況を指数化しています。指数値が 100 より高いと平均よりも優れていると言えます。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は類似自治体の平均より 6g/人・日程度低い値となっています。また、リサイクル率は 7%ほど低い値となっており、最終処分率は 1%高い値となっています。一方、1 人当たりごみ処理経費及び最終処分減量に要する費用は類似自治体の平均値よりも優れています。

表 3-20 分析結果（類似自治体との比較）

		1人1日当たり ごみ排出量	リサイクル率	最終処分率	1人当たり ごみ処理経費	最終処分減量に 要する費用
		g/人・日	%	%	円/人・年	円/t
類似 自治体	平均	995	17.5	8.5	10,932	31,169
	最大	1,170	26.7	14.5	12,423	38,025
	最小	761	9.5	3.6	9,205	27,030
本市の値		989	10.1	9.5	10,485	28,279
指数値		100.6	57.7	88.2	104.1	109.3

注) 指数値：平均値を100とした場合の対比值(数値が100を超えると平均よりも優秀といえる)

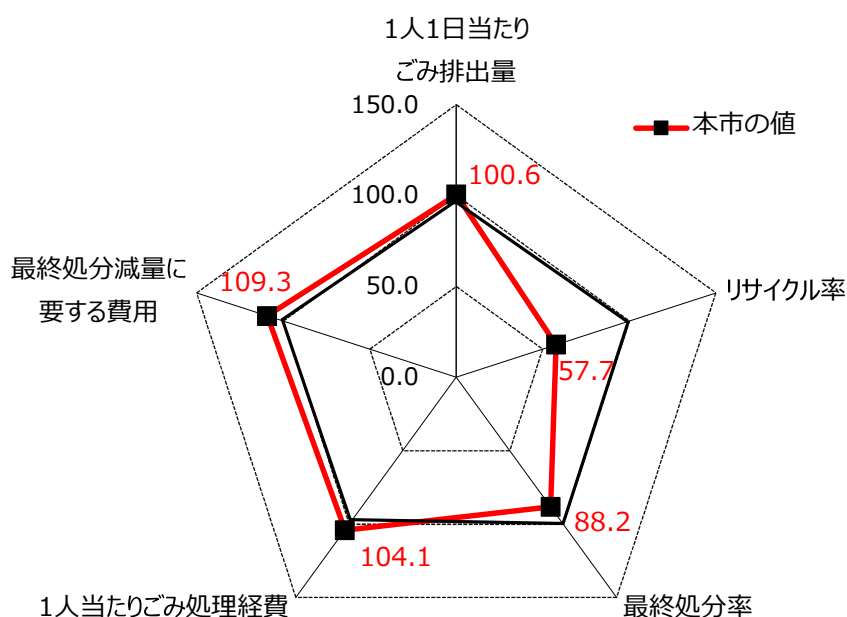


図 3-11 ごみ処理の評価（類似自治体との比較）

② 県内他市町との比較

愛媛県内の他市町（19市町）との比較結果を表 3-21 及び図 3-12 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は県内他市町の平均値より100g/人・日高く、リサイクル率は6%ほど低くなっています。また、最終処分率は平均値より2%ほど低く、1人当たりごみ処理経費は平均値よりも3,000円ほど低く、県内他市町と比べて優れています。

表 3-21 分析結果（県内他市町との比較）

	1人1日当たり ごみ排出量	リサイクル率	最終処分率	1人当たり ごみ処理経費	最終処分減量に 要する費用
	g/人・日	%	%	円/人・年	円/t
平均	889	16.5	11.3	13,765	45,264
最大	1,104	23.6	21.0	31,459	82,987
最小	572	6.9	4.7	8,234	20,177
本市の値	989	10.1	9.5	10,485	28,279
指数値	88.8	61.2	115.9	123.8	137.5

注) 指数値：平均値を100とした場合の対比值(数値が100を超えると平均よりも優秀といえる)

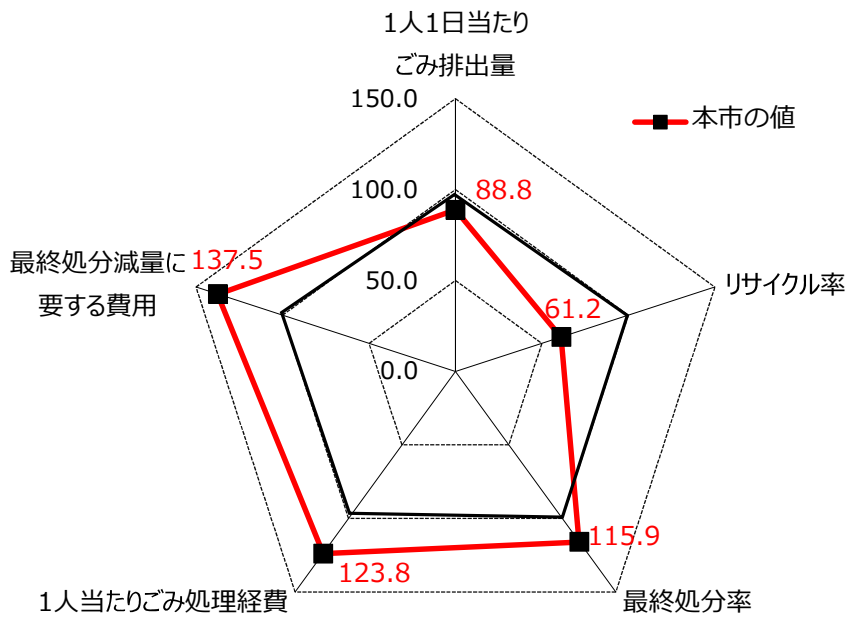


図 3-12 ごみ処理の評価（県内他市町との比較）

5. ごみ処理の課題

課題1 ごみの排出抑制について

愛媛県内における比較では、1人1日当たりごみ排出量は平均よりも高い値となっており、継続してごみ減量等の取組が必要です。

燃やせるごみの中で一番多く含まれている紙類の多くは資源ごみとして排出可能なものもあり、分別率の向上等によってごみ減量が可能と考えられます。また、生ごみの80%以上は水分となっていることから、水切り等による減量も有効な取組です。生ごみについては食品ロスの削減によりさらなるごみ減量に取り組む必要があります。

事業系ごみについては、平成24年度以降横ばい、もしくは微増となっており、事業系ごみの排出抑制対策が必要となります。

課題2 リサイクルについて

本市のリサイクル率は15.6%（令和元年度）であり、平成30年度の類似自治体平均17.5%や同年度愛媛県平均の16.5%を下回っています。前計画におけるリサイクル率の目標は27%となっており、その目標と比較しても今後の達成は厳しい状況となっています。

バリアクリーン稼働前は軟質プラスチックのスラグ化や伯方地域における固形燃料化によってリサイクル率の向上に努めていましたが、現在はバリアクリーンにおいて発電を行い、エネルギーを有効活用する方針としています。

また、家庭系ごみの組成調査結果をみると、依然として燃やせるごみ・燃やせないごみの中に分別がされないまま紙類、びん類、缶類、ペットボトル等の資源が混入して排出されていることから、分別排出の徹底を図る必要があります。

以上より、リサイクル率については、現在の処理フローを考慮した新たな目標を設定する必要があります。

課題3 収集・運搬体制について

ごみの収集・運搬体制については、現状を十分に分析し、より効率的で効果的な体制づくりの構築が求められます。特に、本市の地域特性の一つでもある島しょ部における収集・運搬体制の検討が必要です。

また、年々高齢化が進む中、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。こうした高齢化社会に対応した施策の検討が必要となっています。

課題4 中間処理について

バリアクリーンの稼働により、新たな処理施設の整備という課題は解消されました。今後は適正処理のため、施設の維持管理に努めていくとともに、より一層処理コスト削減に向けて取り組む必要があります。

課題5 最終処分について

現在、本市の供用中の最終処分場は2施設ですが、その残余容量は年間の最終処分量に対し非常に少なく、焼却残渣並びに不燃残渣のほとんどは、民間事業者へ委託して処理・処分している状況です。

一般廃棄物の処理については、行政区内で完結させることが原則とされており、ごみの排出抑制、再利用、再生利用を適正に実施し、最終処分する残渣の量を極力減らす施策を講じた上で、新たな最終処分場の整備について総合的に検討していく必要があります。

第4章

ごみ排出量の予測

1. ごみ排出量の予測方法

1) 人口の予測方法

将来人口は「今治市人口ビジョン（令和2年3月改訂）」に示される人口を基に決定します。同ビジョンにおける将来人口は「国立社会保障・人口問題研究所」が公表する人口予測値において、合計特殊出生率を2.0以上に上昇させること、今治市への転入を最大1.2倍にすること、転出率を0.98倍に抑制することなどの条件により算出しています。

人口ビジョンの将来人口は総務省によって実施される「国勢調査」を基に、5年に一度の間隔で予測結果が更新されています。また、一般のごみ処理基本計画における将来人口は「住民基本台帳」による人口をベースとしています。ごみ排出量の予測においては、住民基本台帳による人口に近づくよう補正をかけることで、より現実に近い人口動態を反映することができ、現実の動向を詳細に反映することが可能です。補正をかけない場合は、将来のごみ排出量を過小評価してしまう可能性があるため、本計画における将来人口は補正値を採用することとします。

表 4-1 将来人口予測値

単位：人

	令和元年度実績値	【計画目標年次】 令和17年度
人口ビジョン	(実績値)	122,048
採用値	157,644	128,256

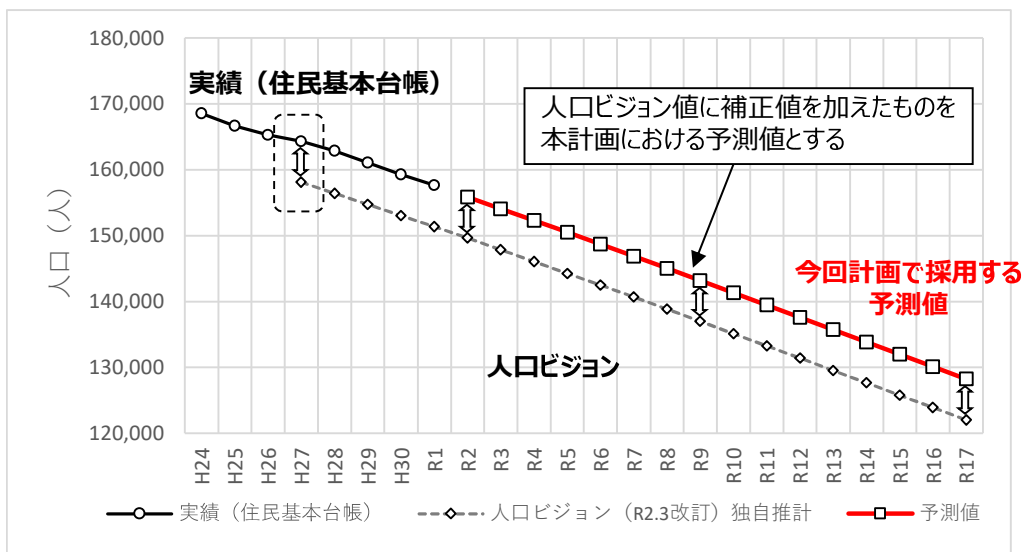


図 4-1 将来人口の推移

2) ごみ排出量の予測方法

将来ごみ排出量は図 4-2 に示す方法で予測します。この予測方法のとおり算出されたごみ排出量は、現状のトレンドを反映（現状推移ケース）した数値となります。さらに、この計算結果に施策による減量効果等を反映することで、施策実施後のごみ減量を見込んだごみ排出量を算出します（施策実施ケース）。この施策実施によるごみ排出量を基に将来のリサイクル率等の目標設定を行います。

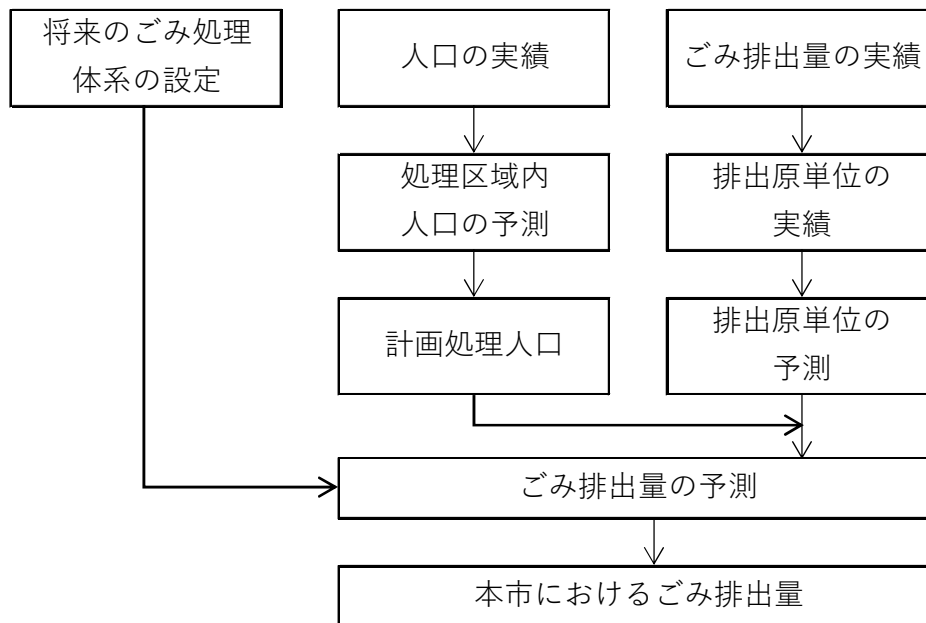


図 4-2 将来ごみ排出量の予測方法

2. ごみ排出量の予測結果

1) 現状推移による予測結果

家庭系ごみ及び事業系ごみの予測結果を表 4-2 に示します。将来のごみ排出量は、令和元年度実績の 57,854t/年から令和 17 年度は 49,184t/年になると予測されます。

表 4-2 ごみ排出量の予測結果（現状推移）

	R1 実績	R17 予測 【計画目標年次】
人口（人）	157,644	128,256
家庭系ごみ（t/年）	36,086	28,391
事業系ごみ（t/年）	20,150	20,150
集団回収（t/年）	1,617	643
合計（t/年）	57,854	49,184

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

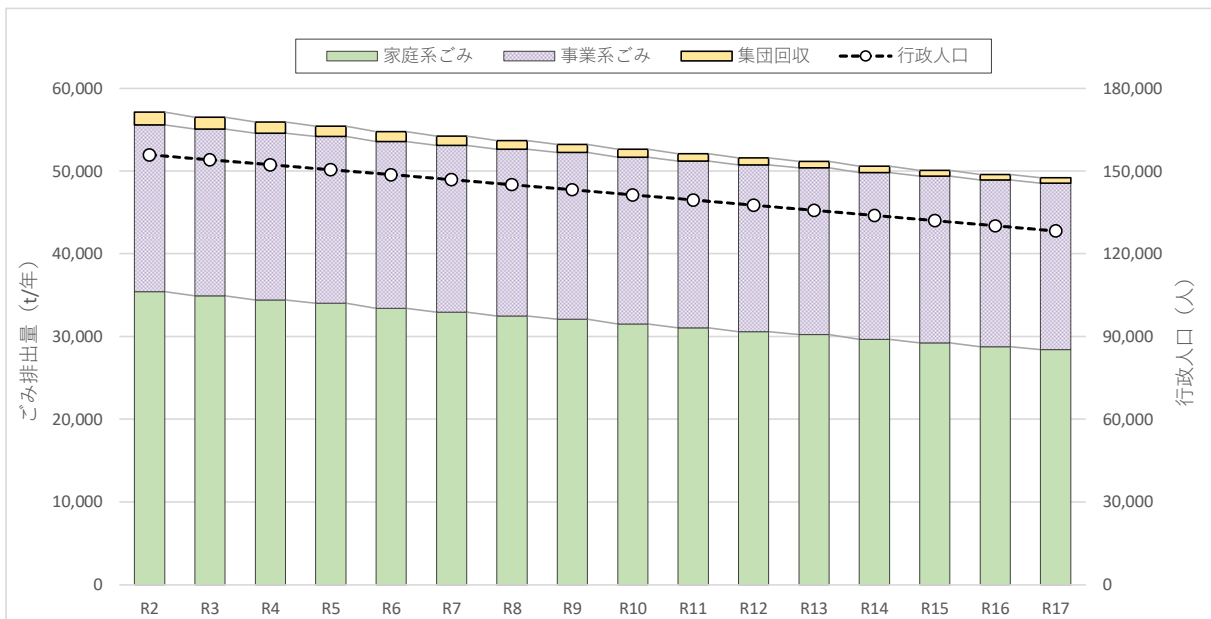


図 4-3 ごみ排出量の予測結果（現状推移）

2) ごみ減量等施策の実施を反映した予測結果

家庭系ごみ及び事業系ごみの予測結果を表 4-3 に示します。ごみ減量等施策の実施を反映した将来のごみ排出量は、令和元年度実績の 57,854t/年から令和 17 年度は 45,733t/年になると予測されます。現状推移ケースと比較して計画目標年次では、家庭系ごみは 5.1%、事業系ごみは 10.0%削減することとしています。

表 4-3 ごみ排出量の予測結果（施策実施）

	R1 実績	R17 予測 【計画目標年次】
人口（人）	157,644	128,256
家庭系ごみ（t/年）	36,086	26,954
事業系ごみ（t/年）	20,150	18,135
集団回収（t/年）	1,617	643
合計（t/年）	57,854	45,733

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

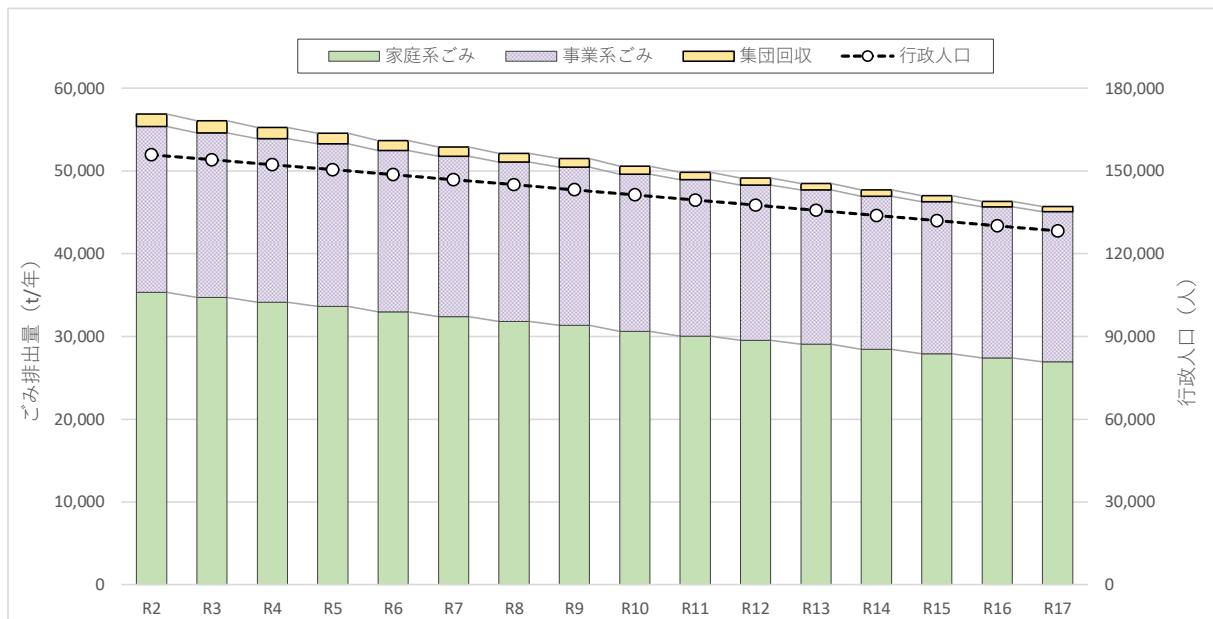


図 4-4 ごみ排出量の予測結果（施策実施）

第5章

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

本市ではバリクリーンを中心とした今治モデルのもと、持続可能な社会の形成を目指しています。そのためには、循環型社会はもちろん低炭素社会及び自然共生社会の形成についても推進していくことが求められています。

ごみを減らすことや適正な処理を行うことで、美しい今治の環境を保持することが必要です。市民・事業者・行政が協働し、今治の環境を現在から未来へつなぐことができるよう、ごみ処理の基本方針を以下のとおり定めることとします。

基本方針	取組内容
1 三位一体の取組により持続可能型社会の実現	➤ 今治モデルとして策定される本計画のもと、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で一体となり、市全体で取組を行うことにより、循環型社会の形成に加えて、低炭素社会、自然共生社会の実現を目指します。
2 リデュース、リユース、リサイクル（3R）への積極的な取組	➤ ごみの減量化を進めるために最も重要なことは、ごみの排出抑制に取り組むことであり、本市ではごみ減量施策を積極的に推進していきます。 ➤ 家庭で不用になったもののうち、リユース・リサイクルが可能なものについては、積極的にリユース・リサイクルを行い、ごみとして処理しなければならないものを減らします。また、再生資源の活用や再生品の利用促進により、効率的な資源循環を推進していきます。
3 ごみの適正処理	➤ ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進により、処理しなければならないごみの量を削減した後、やむを得ず処理することとなったごみについて、適正な処理・処分を行っていきます。
4 事後評価の実施と継続的な改善	➤ 持続可能な社会実現のために目標値の達成状況を随時確認しながら、施策の評価と改善を行い、継続的に計画の見直しを行っていきます。

2. ごみ処理の主体

一般廃棄物の処理主体について、当面は現在の運営・管理体制で行いますが、将来的には「自区内処理の原則」について考慮し適正な処理体制を構築していきます。

表 5-1 ごみ処理の主体

区 分		現 在	将来計画
収集・運搬		今治市（直営・委託）	今治市（直営・委託）
中間処理	可燃ごみ処理施設	今治市	今治市
	リサイクルセンター	今治市	今治市
	伯方中継センター （ストックヤード）	今治市	今治市
最終処分		大部分を委託処分	現状どおり

※関前区域については、広島県呉市への委託を継続するものとする。

3. 分別収集区分

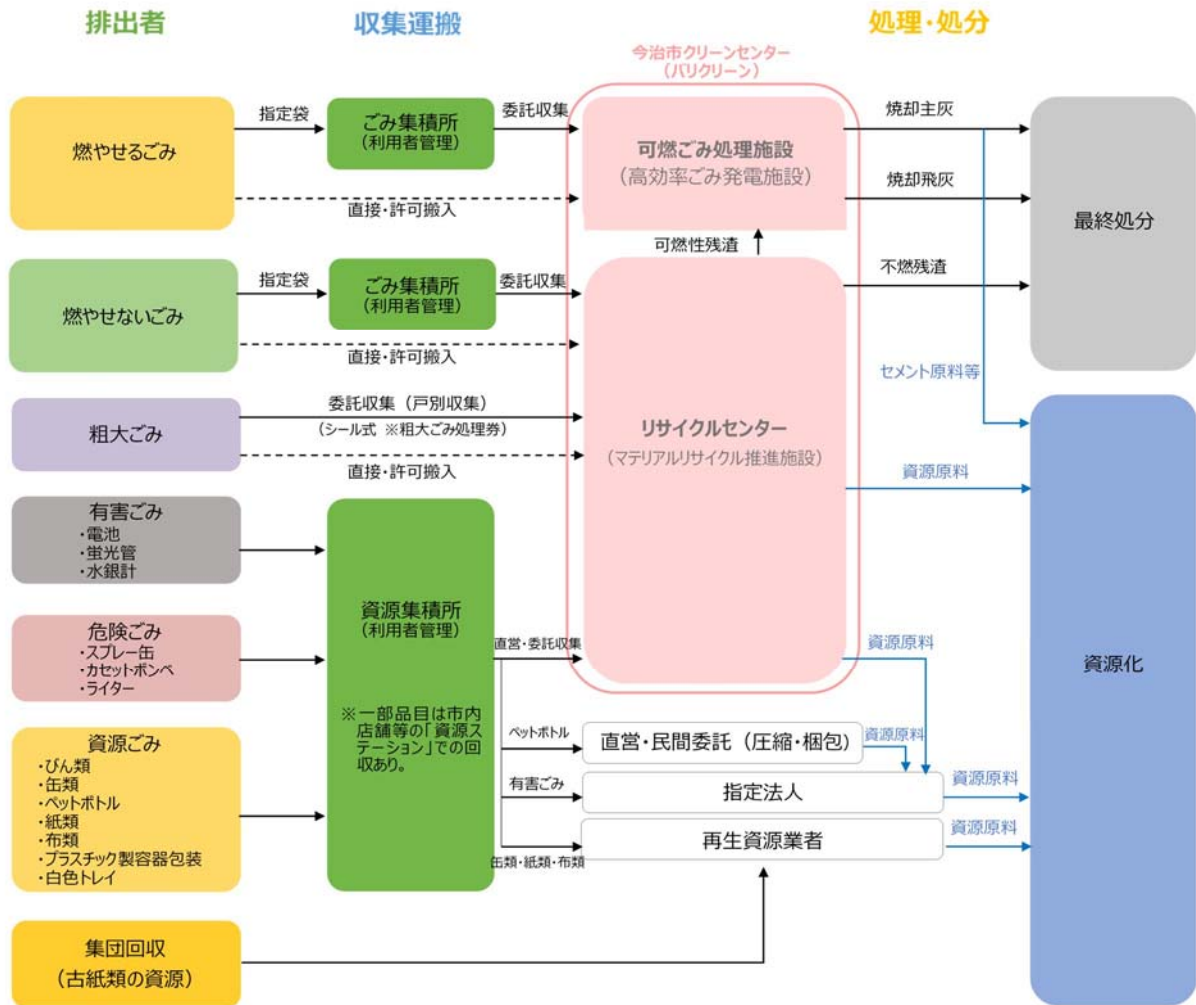
バリアフリー稼働に伴い軟質プラスチックを資源ごみもしくは可燃ごみとして分別するようになったことなど、分別収集区分に大きな変更がありました。将来の分別収集体制は変更後の分別収集区分を市民に十分周知・浸透させる必要があることから現行の体制を継続して行うこととします。

また、今後の高齢化に伴うごみ排出問題やその他社会情勢に対応できる分別収集区分について継続して検討を進めていき、適切な収集体制を推進します。

4. 将来のごみ処理フロー

将来のごみ処理フローを図 5-1 に示します。

本計画の計画期間内はバリクリーンによる処理を継続できることから、ごみ処理フローは当面は現行どおりとします。ただし、分別項目の変更などがあった場合は適正処理の観点から随時ごみ処理フローを見直すこととします。また、新たなリサイクルルートを検討することや焼却灰のセメント原料化等による資源化を行い、リサイクル率の向上に努めます。



※関前区域については、広島県呉市への委託を継続するため本処理フローには含まない。

図 5-1 将来のごみ処理フロー

5. ごみ減量化等に係る目標値の検討

ごみ減量化等に係る目標値については、本市の現状や国・県目標値と比較し、本市において実現可能な目標値とすることも考慮して検討します。

1) 国におけるごみ減量化等に係る目標値

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、ごみ排出抑制、リサイクル率等について目標値を設定する必要があり、関連する国や県の計画におけるごみ減量化等目標値について整理すると次の(1)～(3)のとおりとなります。

本市は環境省の交付金制度に基づき、循環型社会構築に向けたソフト事業や施設整備事業を実施しているため、廃棄物処理法の基本方針に掲げられたごみ減量化等の目標値（2）を基本とした上で、県の目標値（3）も参考にしながら、本市の実情に見合った目標値を検討することが必要となります。

(1) 国の循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）に掲げられた一般廃棄物の目標値

表 5-2 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	排出抑制	リサイクル率	最終処分
国の方針	・総ごみ排出量を 12%削減する ・家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 500g/人・日以下	27%以上	14%削減

(2) 国の廃棄物処理法の基本方針（平成 28 年）に掲げられた一般廃棄物の目標値

表 5-3 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の目標値

指標	平成 32 年度目標
総ごみ排出量	平成 24 年度比 約 12%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 [※]	500 g/人・日
再生利用量の割合	約 27%以上
最終処分量	平成 24 年度比 約 14%削減

※「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」は、収集・直接搬入される家庭系の資源ごみと集団回収量を除き算出した値。

(3) 愛媛県「第四次えひめ循環型社会推進計画」（平成 29 年 3 月）に掲げられた一般廃棄物の目標値

表 5-4 第四次えひめ循環型社会推進計画における一般廃棄物の目標値

指標	平成 32 年度目標
総ごみ排出量	平成 27 年度比 約 11%削減
1 人 1 日当たりの排出量	平成 27 年度比 約 5%削減
資源化率	約 27%以上
最終処分量	平成 27 年度比 約 12%削減

6. ごみ減量化等目標値の設定

計画目標年次におけるごみ減量化等の目標値を以下のように定めます。

	R1 実績値	R17 目標値
家庭系ごみ 1 人 1 日 当たりごみ排出量	1 人 1 日当たり 563 g/人・日	1 人 1 日当たり 500g/人・日
総ごみ排出量	57,854 t/年	21%削減 (約 45,700 t/年)
リサイクル率	15.6%	16%以上
最終処分量	4,343 t/年	21%削減 (約 3,400 t/年)

■家庭系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量

- 資源化物を除く家庭系ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量は令和元年度実績で 563g/人・日となっています。施策によるごみ減量の効果を見込めない場合、令和 17 年度においても 563g/人・日と一定のまま推移すると予測しています。
- 将来目標は国の基本方針に則り 500g/人・日とします。また、県内の同規模自治体においても 500g/人・日以下となっている自治体もあり、良い取組を参考にしながら達成を目指します。

■総ごみ排出量

- 家庭系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量の減量及び事業系ごみの削減によって現状から 21%の削減を目指します。

表 5-5 ごみ排出量に係る目標値（予測値）

項目	令和元年度実績値	【計画目標年次】 令和 17 年度
家庭系ごみ排出量	36,086 t	26,954 t
事業系ごみ排出量	20,150 t	18,135 t
集団回収量	1,617 t	643 t
総ごみ排出量	57,854 t	45,733 t

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

■リサイクル率

- 事業者の自主的な取組である店頭回収の活発化により本市の収集する資源物は減少し、現状のまま推移すると令和 17 年度にはリサイクル率が 12.5%まで減少する見込みです。
- 店頭回収は今後も積極的に取り組んでいくことを前提に、今後は紙類やプラスチック製容器包装といった、可燃ごみ中に含まれているリサイクル可能なものをしっかりと分別することにより、令和 17 年度にリサイクル率 16%を目指します。

■最終処分量

- ごみ減量等の各種施策を実施し、最終処分量を令和 17 年度において 21%の削減（令和元年度比）を目指します。

7. 排出抑制・リサイクル計画

1) 目標達成に向けた基本方針

ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要となります。以下に施策の体系を示します。市民及び事業者が積極的にごみ減量化等に関する各種施策に取り組むことで持続可能な社会の実現を目指します。

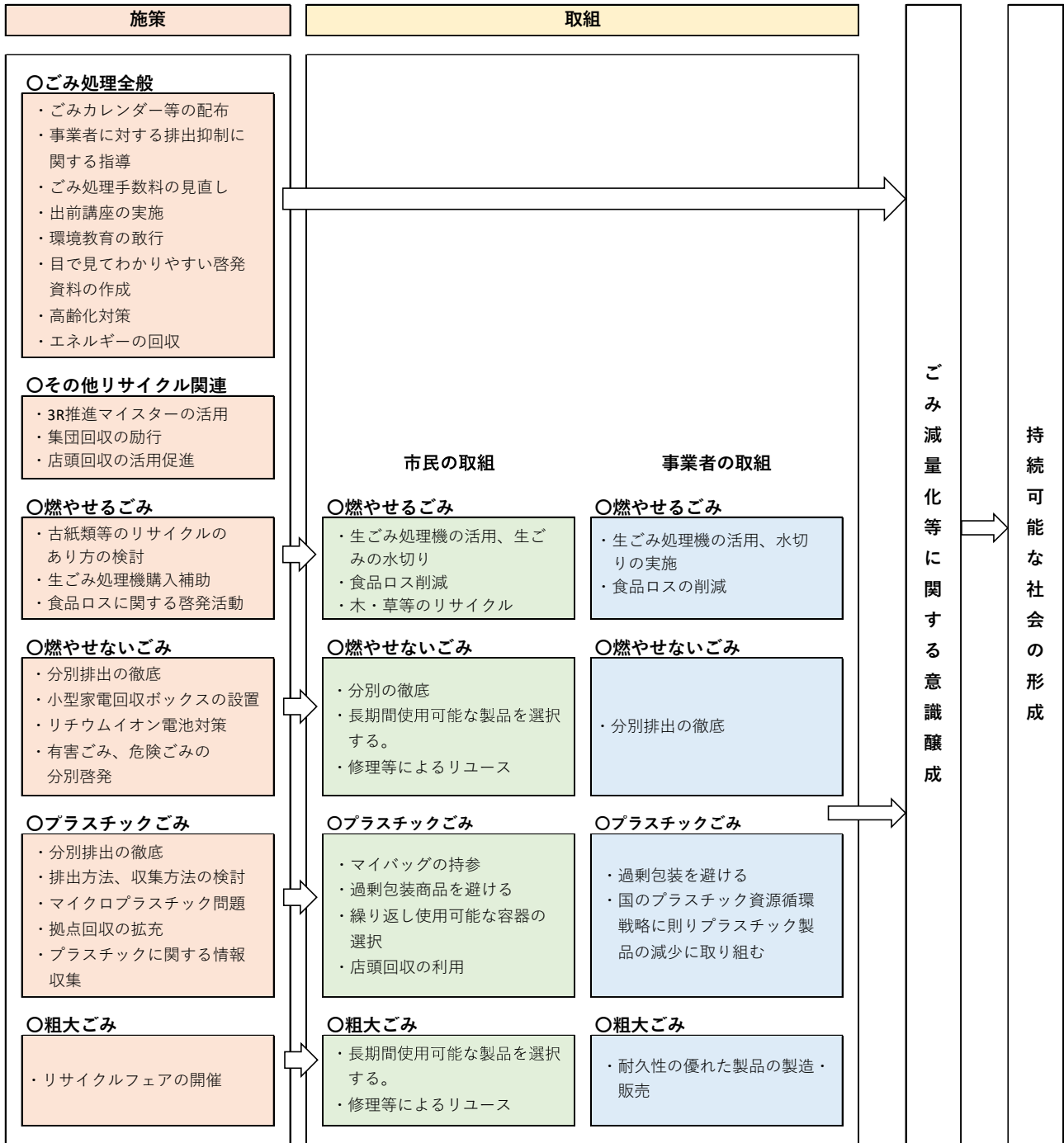


図 5-2 施策の体系

コラム：持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」は、平成 27（2015）年までを対象期間とする「ミレニアム開発目標（MDGs）」に代わる新たな持続可能な開発のための国際的な指針となるもので、平成 28（2016）年から 2030 年までの、人間、地球及び繁栄のための国際社会共通の行動計画である。持続可能な開発の 3 本柱とされる経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が強調されており、SDGs はその達成に向けた 17 のゴールが設定されている。





表 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

SDGs の目標		
ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール 6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール 9	インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、積極的に利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 16	法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する




2) 行政の役割





(1) 排出抑制

<p>1 燃やせるごみ</p>	<ul style="list-style-type: none">① 各家庭に対し、「ごみカレンダー」、「リサイクル通信」、「ごみ分別アプリさんあ〜る」等を積極的に活用し、生ごみの排出抑制やごみの分別排出について啓発していきます。② 古紙類のリサイクルについて、分別排出を周知徹底します。③ 事業者に対し、「事業所ごみ分別・処理ガイドブック」を定期的に配布し、生ごみの排出抑制、紙類の分別排出について啓発していきます。④ ごみを多量に排出する事業者に対し、ごみ減量計画の策定を求めるなど排出抑制に向けた指導を実施します。⑤ 木・草等の刈りごみや生ごみについては、民間の再生業者によるリサイクルルートの周知を行い、積極的な活用を推進します。⑥ 引き続き、家庭系生ごみ処理機の購入費補助を実施します。⑦ 家庭、事業所を問わず、また燃やせるごみに限らず、積極的に、ごみに関する出前講座等を実施し、ごみの排出抑制、資源化の大切さについての普及活動を行います。⑧ 小学4年生を対象としたバリクリーンの見学学習において、ごみの排出抑制、資源化の大切さについて普及し、環境教育を行います。⑨ ごみ処理手数料は必要に応じて見直しを行います。手数料の見直しに際しては、近隣自治体の手数料の状況を考慮するものとします。⑩ 食育活動、イベント時での啓発、フードドライブに関する調査・研究など、関係課所との協力を図りながら、食品ロスを削減するための取り組みを推進していきます。⑪ おいしい食べきり運動推進店の登録や街頭啓発を行うことで食品ロス削減について積極的に啓発していきます。	
<p>2 燃やせないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none">① びん類、缶類等の資源ごみが混入している燃やせないごみ袋は、それらを資源ごみとして出し直してもらうよう警告シールを貼付してごみ集積所に残すことを徹底し、市民に対し啓発していきます。② 小型家電のボックス回収について、市民が利用しやすい回収場所の検討を進めると共に、回収場所の情報を広く市民に周知します。③ 不燃ごみとして排出された小型家電は、リサイクルセンターにおいて手選別で抜き出し、資源化するものとします。④ 各家庭に対し、「ごみカレンダー」、「リサイクル通信」、「ごみ分別アプリさんあ〜る」等を積極的に活用し、ごみの分別排出について啓発していきます。また、事業者に対しても、資源ごみの分別を周知していきます。⑤ 発火原因となるリチウムイオン電池が内蔵された製品について、小型家電ボックスを利用した適正で安全な排出を啓発していきます。⑥ 事故防止のため、有害ごみ・危険ごみの分別排出について、一層の啓発を行います。	


3	プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> ① 容器包装リサイクル法対象品目であるプラスチック製容器包装の分別収集並びにリサイクルを図ります。 ② プラスチック製容器包装について、より一層収集増を図るため、引き続き市民に対して十分な周知徹底を図ります。また、排出方法や収集・運搬方法について必要に応じて見直しを行います。 ③ 海洋プラスチック問題にも繋がることから、マイクロプラスチック問題に積極的に取り組みます。 ④ 小中学校などプラスチック製容器包装の拠点回収の拡充に努めます。 ⑤ プラスチック資源の分別について国の動向に注視し、積極的に情報収集しながら調査・研究していきます。 	
4	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ① リサイクルフェアやリサイクル工房を定期的で開催し、市民に対しものの再使用について啓発するとともに、再使用のための場を提供していきます。 	

(2) リサイクル計画

1	ごみ分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄されたごみの中には、リサイクル対象品目がまだ含まれているため、市民、事業者に対して分別排出の徹底の協力を呼びかけていくこととします。 ② 「ごみの正しい分け方・出し方」の指導・啓発を徹底するため、地元自治会の協力のもと、ごみ分別に関する出前講座を開催します。 ③ 必要に応じて、ごみの中に含まれる資源ごみを把握して分別状況を検証し、分別排出の徹底状況を評価・改善することとします。 	
2	資源化促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 国の認定する「3R推進マイスター」を活用して、ごみのリユース、リサイクルについての講演会、ワークショップ等を開催し、市民のごみのリサイクルに対する意識の高揚を図ります。 ② 自治会、小中学校、子ども会、PTA等の集団回収、非営利団体によるごみ減量活動の支援に努めることとします。 ③ 市民からの要望も多い「販売店や公共施設等を活用した拠点回収」について、今治エコステーションの利用を周知するとともに、拡大に努めます。 ④ 「資源ごみの正しい分け方・出し方」の指導・啓発を徹底するため、地元自治会の協力のもと、ごみ分別に関する出前講座を開催します。 	
3	分別収集品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 紙製容器包装については、引き続き「雑がみ」として古紙回収を継続し、市民への周知徹底を図ります。 	

4	サーマルリサイクルの実施	<ul style="list-style-type: none"> ① バリクリーンにおいて、ごみの焼却により発生する熱エネルギーを回収し、発電を行います。 ② プラスチック類のうち、プラスチック製容器包装に該当しないものについては、廃プラスチック類としてエネルギー回収を行います。 	
5	リサイクル処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 既存の不燃・粗大ごみ等の破碎・選別施設の機能の維持に努めます。 ② 不燃・粗大ごみ等からの金属類回収・リサイクルを推進していきます。 	
6	焼却残渣のリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> ① セメント原料化等の焼却残渣有効利用をより一層推進していきます。 	
7	店頭資源回収の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主的に資源回収を実施している市内店舗の協力のもと、店舗における資源ごみ回収量を把握することで、市民によるリサイクルへの協力状況の実態把握に努めます。 ② 資源回収を実施している店舗及び回収品目を市のホームページ等で公開し、市民が利用できる資源ごみ排出方法を広く周知します。 	

(3) その他

1	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源やごみのゆくえに関する市民への周知を実施します。 ② チャットボット等、AI を用いた周知について積極的に取り組みます。 ③ ごみの排出が困難な方への対応について調査・研究します。 ④ 在宅医療廃棄物への対応について積極的に取り組みます。 	
---	-----	--	--

3) 市民の役割

(1) 排出抑制





<p>1 燃やせるごみ</p>	<p>① 生ごみの排出にあたっては、水切り・乾燥を実施し、生ごみ処理機等を利用することで、ごみとして排出する量を減らしていきます。</p> <p>② 食品ロスをなくすため、食品を購入する際は、一度に多量の食品を購入するのではなく、必要なときに必要な量の食品を購入し、購入した食品の使い切りを心掛けます。また、3010 運動等を励行し、食品ロスの削減に努めます。</p> <p>③ 紙類を排出する際は、今一度資源になるかどうかを確認し、市の分別ルールを守って排出します。</p>	
<p>2 燃やせないごみ</p>	<p>① 資源ごみとして排出するびん類、缶類等の資源ごみを燃やせないごみの指定袋へ入れないようにします。</p> <p>② 電気製品の購入にあたっては、できるだけ長期間使用できるものや再用品を選ぶようにします。また、故障した場合等は、修理して使用するようにします。不用となった場合は、知人への譲渡等、再使用に努めます。</p>	
<p>3 プラスチックごみ</p>	<p>① 買い物にマイバッグを持参し、余分なレジ袋を受け取らないようにします。</p> <p>② 過剰な包装がされた商品の購入はできる限り避けます。</p> <p>③ シャンプー等は詰め替えができる商品を利用し、容器を繰り返し使用します。</p>	
<p>4 粗大ごみ</p>	<p>① 家具や電気製品などの耐久消費財を購入するときは、できるだけ長期間使用できるものを選ぶようにします。また、故障した場合等は、修理して使用するようにします。</p> <p>② まだ使用できるのに不用となったときは、知人への譲渡等、不用品の再使用に努めます。</p>	

(2) リサイクル計画



<p>1 分別収集品目の拡大</p>	<p>① 発泡トレイ等、小売店舗の店頭で自主回収しているものについては、これを利用します。</p>	
--------------------	---	--

4) 事業者の役割

(1) 排出抑制

<p>1 燃やせるごみ</p>	<p>① 食品リサイクル法対象事業者（年間食品廃棄物排出量 100 t 以上の事業者）は、法を適正に遵守し、食品廃棄物の排出抑制に努めます。</p> <p>② 食品リサイクル法の対象外事業者は、調理販売し商品を提供する場合、販売数量を的確に把握し、食材、商品の無駄をできる限り抑え、食品廃棄物の排出抑制に取り組みます。</p> <p>③ 事業者においても、生ごみの排出にあたっては、家庭と同様に水切り・乾燥を実施し、排出量の削減に努めます。</p> <p>④ 事業者も家庭と同様に分別排出することを心掛け、分別した資源ごみは民間の再生利用事業者等を活用することで積極的な再生利用に取り組みます。</p>	
<p>2 燃やせないごみ</p>	<p>① 事業活動以外で従業員による消費から生じたびん類、缶類等の資源ごみについて、分別排出に積極的に協力します。</p> <p>② 市の処理施設で受け入れできないごみは産業廃棄物として適正に処理します。</p>	
<p>3 プラスチックごみ</p>	<p>① 商品等を販売する際に、過剰な包装を避けるようにします。</p> <p>② 国のプラスチック資源循環戦略に則り、プラスチックごみ削減に努めます。</p> <p>③ 繰り返し使用できる商品などの情報を市民に対し提供していきます。</p>	
<p>4 粗大ごみ</p>	<p>① 家具や電気製品の製造、販売にあたっては、耐久性の優れた商品とするよう心掛け、また商品の修繕体制の整備を行うようにします。</p>	

(2) リサイクル計画

<p>1 リサイクル処理の推進</p>	<p>① 粗大ごみ等のうち、まだ使用可能なものについては修理・販売する等、再使用に努めます。</p>	
<p>2 店頭資源回収の活用促進</p>	<p>① 店頭での資源回収においても、市が実施するものと同様に適正な分別が実施されるよう取り組んでいきます。</p> <p>② 製造事業者は、拡大生産者責任の考え方を踏まえ、処理されるまでのライフサイクルについて、ごみの発生を少なくする製品の開発に取り組みます。</p>	

8. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の基本方針

本市の収集・運搬に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① 収集・運搬体制については、分別収集を効率的に実施できる体制の整備に努めることとします。
- ② 収集・運搬の実施に当たっては、処理施設周辺住民の安全確保と収集・運搬車両による環境影響に十分配慮することとします。
- ③ 収集方法については、現在の実施方法を基本としながら、効率的な収集・運搬方法の整備及び高齢化社会に配慮した手法を検討し、適宜見直していくこととします。
- ④ 事業系のごみについては、排出事業者責任のもと本市の分別計画に即して排出するよう指導します。また、収集・運搬を実施する業者の許可事務に当たっては廃棄物処理法に定められた要件に即して適切な事務を執行すると共に、ごみ量の動向を勘案しながら事業者に対して適切な指導を実施していくこととします。

2) 分別区分と収集・運搬体制

今後のごみの分別区分及び収集・運搬体制については、表 5-6 及び表 5-7 に示すとおりです。当面の間は現行どおりの分別区分としますが、より効率的な体制について継続して検討していきます。

表 5-6 今後のごみ分別区分と収集方法

分別区分		収集方法
燃やせるごみ	台所ごみ、草木、木製品類、革製品類 資源化できない紙・布類・廃プラスチック等	週2回 ステーション方式
燃やせないごみ	資源化できないびん・缶類、金属類、小型家電製品、 陶磁器類、ガラス製品	月2回 ステーション方式
粗大ごみ	指定袋（大）に入らない大きさのもの、袋が破れるよ うな重いもの	電話申込、年6回 戸別方式
資源ごみ	飲食用の缶類	月2回 ステーション方式
	飲食用のびん類（色別排出：無色、茶色、その他）	
	紙類（種類別：新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙 パック（内側が白色））	
	布類	
	飲料用、酒類用、醤油用のペットボトル 白色トレイ	
	プラスチック製容器包装	週1回 ステーション方式
有害ごみ	電池、蛍光管、水銀計	月2回 ステーション方式
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	月2回 ステーション方式

表 5-7 収集・運搬体制

区分	実施主体
燃やせるごみ	(家庭系) 委託業者、直接搬入
	(事業系) 許可業者、直接搬入
燃やせないごみ	(家庭系) 委託業者、直接搬入
粗大ごみ	(家庭系) 委託業者、直接搬入
	(事業系) 許可業者、直接搬入
資源ごみ	(家庭系) 直営、委託業者
	(事業系) 許可業者、直接搬入
有害ごみ	直営、委託業者
危険ごみ	直営、委託業者
各種リサイクル法で定められた製品	家電リサイクル法対象物：家電量販店等
	家庭用使用済みパソコン：製造事業者回収ルート
	小型家電リサイクル法対象物：市内公共施設、家電量販店等

9. 中間処理計画

1) 中間処理の基本方針

本市の中間処理に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① ごみの排出抑制及び資源化等により、処理しなければならないごみの量を削減した後、やむを得ず処理することになったごみについて、適正に処理を行うこととします。
- ② 処理施設の運営管理に当たっては、公害防止と周辺環境の保全に努めるとともに、処理物のリサイクルとエネルギー回収をあわせたごみの有効活用に努めます。また、安全かつ安定的に処理を行い、効率的で経済性に優れた運営管理に取り組むとともに、最終処分量を削減し、リサイクル率の向上を図ることとします。

2) 中間処理計画

(1) 可燃ごみ処理施設

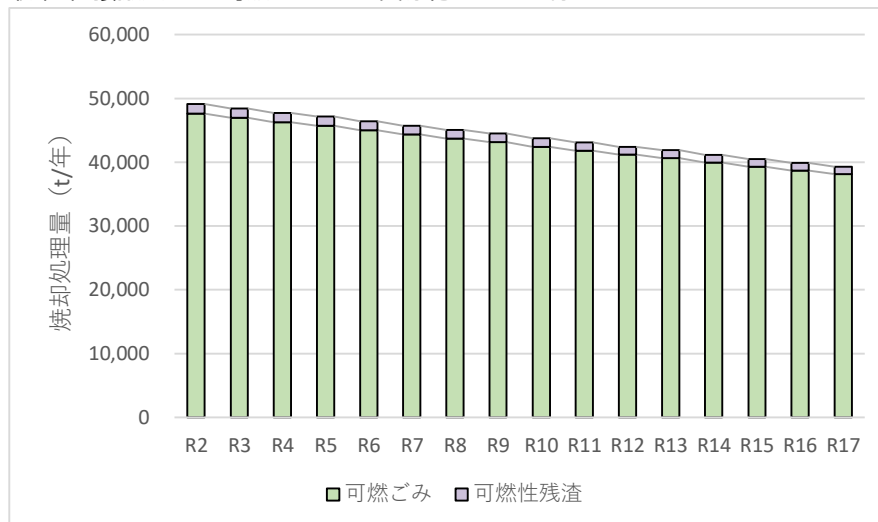
- ① 可燃ごみ処理施設の計画処理量は図 5-3 に示すとおりです。排出抑制、リサイクルの推進に加え、人口の減少も伴って処理対象ごみ量は減少することが予想されます。
- ② バリクレーンにおいて適正処理に努め、かつ効率的なエネルギー回収を行います。
- ③ 施設の運転にあたっては周辺環境にも十分に配慮した適正な運転管理を行います。

表 5-8 中間処理計画（可燃ごみ処理施設）

単位：t/年

項目	令和元年度実績	【計画目標年次】 令和 17 年度
可燃ごみ※	48,382	38,185
可燃性残渣	1,170	1,160
焼却対象量	49,562	39,345

※収集・直接搬入された可燃ごみのうち、資源化するごみは除いている。



※収集・直接搬入された可燃ごみのうち、資源化するごみは除いている。

図 5-3 可燃ごみ処理施設における計画処理量の推移（予測）

(2) リサイクルセンター

- ① リサイクルセンターにおける計画処理量は図 5-4 に示すとおりです。焼却対象ごみ量と同様に排出抑制、リサイクルの推進及び人口の減少に伴い、減少することが予想されます。
- ② 今後の処理量減に応じた効率的な処理について検討し、可能な限りリサイクル量を増やすことができるよう取り組みます。

表 5-9 中間処理計画（リサイクルセンター）

単位：t/年

項目	令和元年度実績	【計画目標年次】 令和 17 年度	備考
燃やせないごみ	3,019	2,295	破碎選別
粗大ごみ	1,113	853	破碎選別
白色トレイ	7	29	選別
プラスチック製容器包装	415	525	選別
びん類	716	583	選別
合計	5,270	4,285	

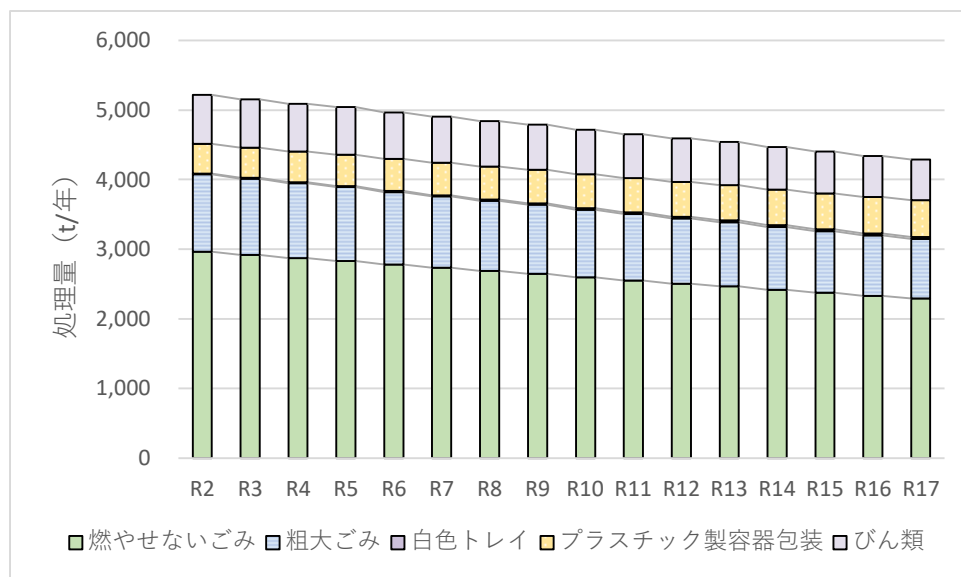


図 5-4 リサイクルセンターにおける計画処理量の推移（予測）

(3) 伯方中継センター

- ① 伯方中継センターにおける計画処理量は図 5-5 に示すとおりです。
- ② 今後の処理量に応じた効率的かつ、適正な処理を行います。

表 5-10 中間処理計画（伯方中継センター）

項目	令和元年度実績	【計画目標年次】 令和 17 年度	備考
段ボール	159	170	圧縮梱包
ペットボトル	51	58	圧縮梱包
合計	210	228	

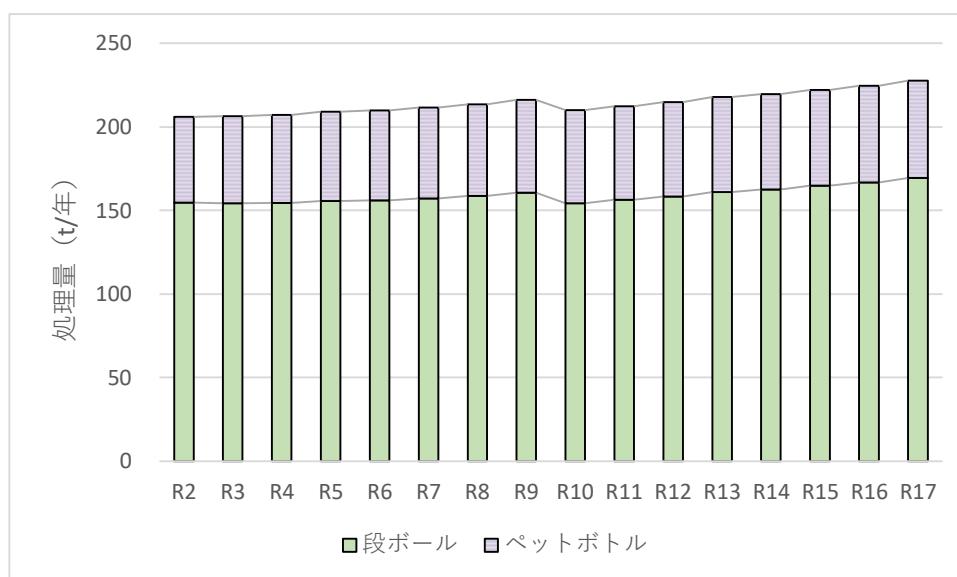


図 5-5 伯方中継センターにおける計画処理量の推移（予測）

10. 最終処分計画

1) 最終処分の基本方針

本市の最終処分に関する基本方針は以下のとおりです。また、計画最終処分量を図 5-6 に示します。

- ① リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底し、埋立処分するごみ量を削減します。また、焼却残渣については、より一層のリサイクルを推進していきますが、中間処理後、リサイクルできない残渣については、当面、市内の既存の最終処分場及び民間事業者において、適正に処分することとします。
- ② 最終処分場の運営管理に当たっては、公害防止と周辺環境の保全を図ります。また、処理を委託する処分場において適正処分が確保されていることの監視も行うこととします。
- ③ 今治一般廃棄物最終処分場については、基準省令等に基づき、適正な管理及び必要な措置を講じることとします。また、災害廃棄物対応や跡地利用等の活用方法等について検討していくこととします。
- ④ 今後想定される最終処分量を踏まえ、適正な規模の最終処分場を確保するため総合的に検討を行います。

表 5-11 最終処分計画

単位：t/年

項目	令和元年度実績	【計画目標年次】 令和 17 年度
直接最終処分量	417	317
不燃残渣	738	561
焼却灰	3,188	2,531
最終処分量合計	4,343	3,408

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

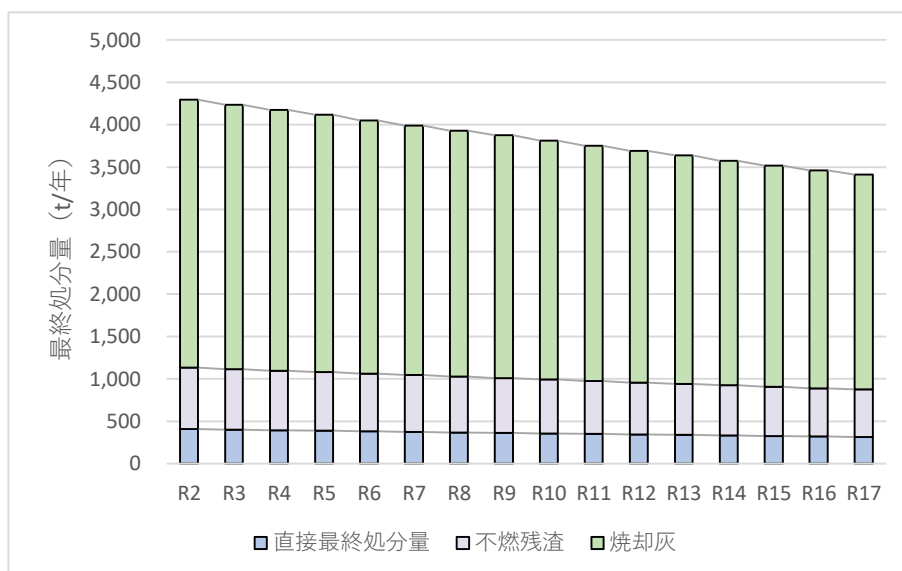


図 5-6 最終処分量の推移 (予測)

1.1. その他の計画

1) 環境美化活動の推進

清潔で快適なまちづくりのため、市民及び事業者の協力を得ながら、市民大清掃をはじめさまざまな環境美化活動が実施されています。今後も市民及び事業者と協働して美化活動を推進することとします。

表 5-12 市民や事業者と行政が協働した環境美化活動

活動	概要	役割分担
今治市民ボランティア清掃活動団体の認定制度の活用	本市が認定した市民団体において市内の道路、公園、河川、海岸等の公共施設を定期的にボランティア清掃する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体の登録 ○清掃・美化活動 ○活動の計画・報告 ◆市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○清掃用具等の貸出 ○活動に対する補助 ○ごみの回収、処理
ボランティア・サポート・プログラム制度の活用	国が主催する「ボランティア・サポート・プログラム」制度は、国が管理する国道 196 号の道路脇を清掃・美化活動をする団体の登録制度。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民・地元企業の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体の登録 ○清掃・美化活動 ◆国の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○清掃美化活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・サインボード（看板）の掲出 ・清掃用具の提供・貸出 ・安全指導 ◆市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○団体受付等の窓口 ○ごみの回収、処理
愛ロード、愛リバー、愛ビーチ制度の活用	愛媛県が主催する「愛ロード」、「愛リバー」、「愛ビーチ」制度は、愛媛県が管理する道路、河川、海岸を定期的にボランティア清掃する団体の登録制度。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民・地元企業の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体の登録 ○清掃・美化活動 ○活動の報告 ◆愛媛県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○清掃美化活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・サインボード（看板）の掲出 ・清掃用具の提供 ・安全指導（傷害保険への加入） ◆市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○団体受付等の窓口 ○ごみの回収、処理

2) 不適正処理の防止

野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題です。啓発活動の実施により、市民・事業者への周知徹底を図り、不適正処理の防止に努めます。

3) 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに巡回パトロールの実施など、監視・通報・処理体制及び関係機関との協力体制の強化を図ることとします。

(1) 排出者への啓発

- ① 市民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発を図ることとします。

(2) 監視・通報体制の強化

- ① 不法投棄が多いところを中心に、巡回パトロールを引き続き実施することとします。
- ② 自治会や協力事業者の協力により、不法投棄の監視・通報体制を強化することとします。
- ③ 不法投棄を発見した場合、原因者を究明し原状回復を指導するとともに、今治警察署、保健所等関係機関との協力体制を強化し対処することとします。
- ④ 特に不法投棄が多い場所には、監視カメラ及び看板等の設置により不法投棄の未然防止を図ります。

4) 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市では、「今治市災害廃棄物処理計画」を平成 31 年 3 月に策定しており、災害廃棄物処理に係る基本的な方針及び平時から備えておくべき内容について計画しています。

災害廃棄物は一般廃棄物とされており、本市が主体的に処理を実行しなければなりません。ただし、被災の状況によって本市単独での処理が困難と判断される場合は、愛媛県の調整のもと、県内市町と連携して処理を実施していきます。

(1) 災害廃棄物の処理方針

南海トラフ巨大地震を想定した本市における災害廃棄物発生量は最大 202 万 t と推計されています。この大量の災害廃棄物に対して、以下の処理方針のもと処理を進めていきます。

【処理期間】 東日本大震災の事例を基に 3 年間を目標とする。

【処理費用】 廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

【処理方法】 リサイクル推進による焼却処理量及び最終処分量を抑制する。

(2) 発災時の応急対応

災害廃棄物等の対策については、災害対策本部のうち、環境衛生班が中心的な役割を担うこととなります。環境衛生班が発災時に行うべき業務は以下のとおりです。なお、発災時には応急対応業務以外にも通常継続業務があり、人的・物的資源が不足する懸念もあります。組織体制構築については、他地方公共団体へ支援要請を行う等の検討が必要です。

■ 発災時の応急対応（災害発生～1 週間以内）業務

- ・仮設トイレの設置、管理に関すること
- ・簡易トイレの配布に関すること
- ・し尿の収集、処理に関すること
- ・災害廃棄物の収集、処理に関すること
- ・生活ごみの収集、処理に関すること
- ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助申請に関すること

5) 気候変動適応策

近年、気温の上昇や、短期間集中豪雨、熱中症リスクの増加等、気候変動による影響が全国各地で現れています。このような気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する取組、いわゆる「適応策」が不可欠となってきており、廃棄物処理分野においてもこれまで以上に取組を推進する必要があります。

国では、平成 30 年 11 月に「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を策定し、地域の実情に応じた適応策を検討するよう定めています。併せて令和元年 12 月には廃棄物処理分野に関する適応策を検討するための実務的な手引きとして、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」が策定されました。同ガイドラインでは、ごみの排出、収集、中間処理、最終処分に関して適応策の例を示しています。以下にその例の一部を示します。

本市ではガイドラインを参考に必要な取組について検討していきます。

表 5-13-(1) 自然災害による影響とその適応策例

影響項目		自然災害による影響と適応策	
気候要素	影響の対象	影響	適応策
自然災害	作業従事者への影響	・ 仮置場における悪臭・衛生動物等の発生・誘引による感染症のリスク上昇	<input type="checkbox"/> 殺虫剤の備蓄 <input type="checkbox"/> 庁内衛生動物等関連部局及びメーカー等との連携体制の構築
		・ 作業従事者等の作業効率の低下及び安全リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理、安全対策に関する研修等の受講 <input type="checkbox"/> 仮置場等での作業時の暑熱対策物資（冷却剤等）の確保
		・ 作業従事者等の破傷風リスクの上昇（土砂混じりの釘等を踏み抜くことによる）	<input type="checkbox"/> 破傷風ワクチンの接種
	ごみの排出への影響	・ 水害・雪崩・台風によるごみステーションの流失・破損・倒壊	<input type="checkbox"/> ポリバケツ等は一時的に撤去、ボックス型のごみステーションはブロックなどの設置などによる固定
	収集・運搬体制への影響	・ 収集・運搬の困難（収集・運搬ルート寸断など） ・ 車両の横転事故・車両の浸水	<input type="checkbox"/> 災害発生時の収集・運搬マニュアルの整備 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体、組合等及び関係団体との連携体制構築（人員・車両の提供、沿岸地域は船舶による運搬の検討など） <input type="checkbox"/> 収集運搬車両の事前避難の検討 <input type="checkbox"/> 災害発生時の収集・運搬マニュアルの整備
中間処理施設への影響	・ 水害・雪崩・台風による建屋・設備への直接的被害とそれに伴う施設閉鎖	<input type="checkbox"/> 施設の強靱化（雨水貯留・浸透設備の整備、排水能力の強化、地盤改良、がけ地・法面の補強、開口部の浸水対策等） <input type="checkbox"/> 非常用発電設備の設置（自立起動のため） <input type="checkbox"/> 分散型電源の確保 <input type="checkbox"/> 主要設備機器の想定浸水高さ以上への移設 <input type="checkbox"/> 防水扉の設置 <input type="checkbox"/> 電源供給が途絶えた場合に備えた電池式ストープの備え <input type="checkbox"/> 道路が不通になる場合を想定した災害用の食料の備蓄	

自然災害：災害レベルの降雨、降雪・積雪、台風・強風、高潮を想定

出典：「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン 令和元年 12 月」をもとに作成

表 5-13-(2) 自然災害による影響とその適応策例

影響項目		自然災害による影響と適応策	
気候要素	影響の対象	影響	適応策
自然災害	中間処理施設への影響	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の受入れによる影響（土砂混じり廃棄物の処理による設備の摩耗及び焼却残さの増加／低カロリーごみの処理による燃料使用の増加／長尺物、針金等の混在による閉塞、巻き付きトラブル発生） 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体、組合等及び関係団体との連携体制構築（産業廃棄物協会との協定締結など） ごみピット容量の増加 薬剤・燃料の確保 災害廃棄物受入れのためのごみ破碎機の設置
		<ul style="list-style-type: none"> ユーティリティ供給、ごみ焼却施設の焼却残さ等の搬出の支障 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な豪雨による重機の使用制限に対するストックヤード等の利用代替設備の整備 災害廃棄物を保管できるストックヤードの整備
	最終処分場への影響	<ul style="list-style-type: none"> 水害・雪崩・台風による建屋・設備への直接的被害とそれに伴う施設閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の強靱化（雨水貯留・浸透設備の整備、排水能力の強化、地盤改良、がけ地・法面の補強、開口部の浸水対策等） 主要設備機器の想定浸水高さ以上への移設 堰堤のかさ上げ 設置地盤のかさ上げ 電源供給が途絶えた場合に備えた電池式ストロブの備え 道路が不通になる場合を想定した災害用の食料の備蓄
		<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の増加と、それに伴う埋立残余容量の減少 最終処分場内への水の滞留とそれに伴う衛生環境の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> 残余容量の確保 調整池の容量を増やす又は仮設調整池の設置浸出水処理設備の能力を上げる 水処理の配管のフレキシブルジョイント化 シート敷設による排水

自然災害：災害レベルの降雨、降雪・積雪、台風・強風、高潮を想定

出典：「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン 令和元年 12 月」をもとに作成

6) 広域的な連携

緊急時等における対策として、より広域的な危機管理体制の連携・確立について検討することとします。

- ① 廃棄物処理に関する相互協定の締結に向け、関係機関との調整に取り組むこととします。
- ② 関前区域等のごみ処理については、当面、今治市区域を越えた連携により効率的な処理を継続するとともに、長期的な対応について検討していくこととします。

1 2. 計画の進行管理

1) 計画の周知

ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、清掃事業に対する市民及び事業者の理解と協力が必要となります。

本計画を着実に推進するため、広報、ホームページ等への掲載及び「ごみカレンダー」、「ガイドブック」、「リサイクル通信」等の定期的な配布により、周知と普及啓発に努めます。

2) 計画の進行管理

ごみ減量化等に係る目標値を達成していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

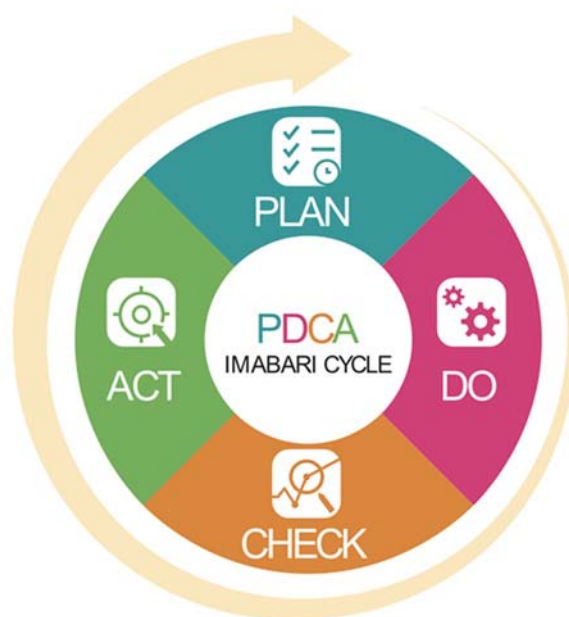


図 5-7 PDCA サイクル